

雨水浸透阻害行為許可等のための
雨水貯留浸透施設設計・施工技術指針
(新川・境川（逢妻川）・猿渡川流域編)

雨水浸透阻害行為許可等のための
雨水貯留浸透施設設計・施工技術指針
(新川・境川（逢妻川）・猿渡川流域編)

設計資料編 目 次

設計資料編 目 次

第 1 章 雨水浸透阻害行為許可の要否判断

1-1 特定都市河川浸水被害対策法第 9 条に基づく雨水浸透阻害行為許可の判断の流れ
.....1-1

1-2 許可の要否において最初に確認する項目.....1-2

1-2-1 特定都市河川流域内の確認.....1-2

1-2-2 既着手工事の判断.....1-2

1-3 雨水浸透阻害行為面積の算定（雨水浸透阻害行為面積の算定 1）.....1-3

1-3-1 雨水浸透阻害行為の許可が必要となる規模用件の算定.....1-3

1-3-2 雨水浸透阻害行為面積算定の手順.....1-3

1-4 行為区域の判断（雨水浸透阻害行為面積の算定 2）.....1-4

1-4-1 雨水浸透阻害行為面積の算定に係る行為区域について.....1-4

1-4-2 複数の雨水浸透阻害行為が行われる場合の行為区域の考え方（一連性の判断）
.....1-4

1-4-3 既設道路や既設水路を挟んだ場合の一連性の判断.....1-6

1-4-4 一連性の判断事例.....1-8

1-5 土地利用形態の判断と流出係数（雨水浸透阻害行為面積の算定 3）.....1-11

1-5-1 土地利用形態の判断.....1-11

1-5-2 行為前の宅地の範囲.....1-11

1-5-3 行為後の宅地の範囲.....1-13

1-5-4 土地利用区分と流出係数.....1-14

1-5-5 土地利用形態と許可対象行為の判断のまとめ.....1-16

1-5-6 透水性舗装の流出係数.....1-17

1-5-7 太陽光発電の取り扱い.....1-17

1-5-8 様式 A による雨水浸透阻害行為面積の算出.....1-18

第 2 章 技術的基準に適合する設計計算法

2-1 対策工事計画の設計手順について.....2-1

2-2 許容放流量の設定.....2-2

第 1 章 雨水浸透阻害行為許可の要否判断

1-1 特定都市河川浸水被害対策法第 30 条に基づく雨水浸透阻害行為許可の判断の流れ
.....1-1

1-2 許可の要否において最初に確認する項目.....1-2

1-2-1 特定都市河川流域内の確認.....1-2

1-2-2 既着手工事の判断.....1-2

1-3 雨水浸透阻害行為面積の算定（雨水浸透阻害行為面積の算定 1）.....1-3

1-3-1 雨水浸透阻害行為を**をする土地の面積**の算定.....1-3

1-3-2 雨水浸透阻害行為面積算定の手順.....1-3

1-4 行為区域の判断（雨水浸透阻害行為面積の算定 2）.....1-4

1-4-1 雨水浸透阻害行為面積の算定に係る行為区域について.....1-4

1-4-2 複数の雨水浸透阻害行為が行われる場合の行為区域の考え方（一連性の判断）
.....1-4

1-4-3 既設道路や既設水路を挟んだ場合の一連性の判断.....1-6

1-4-4 一連性の判断事例.....1-8

1-5 土地利用形態の判断と流出係数（雨水浸透阻害行為面積の算定 3）.....1-11

1-5-1 土地利用形態の判断.....1-11

1-5-2 行為前の宅地の範囲.....1-11

1-5-3 行為後の宅地の範囲.....1-13

1-5-4 土地利用区分と流出係数.....1-14

1-5-5 土地利用形態と許可対象行為の判断のまとめ.....1-16

1-5-6 透水性舗装の流出係数.....1-17

1-5-7 太陽光発電の取り扱い.....1-17

1-5-8 様式 A による雨水浸透阻害行為面積の算出.....1-18

第 2 章 技術的基準に適合する設計計算法

2-1 対策工事計画の設計手順について.....2-1

2-2 許容放流量の設定.....2-2

2-2-1 区域外流入を含む行為区域について.....2-2

2-3 集水区域の分割.....2-3

2-3-1 集水区域の設定について.....2-3

2-3-2 集水区域の設定の注意点.....2-4

2-3-3 例外1（小規模な開発の集水区域の分割）.....2-5

2-3-4 例外2（阻害行為面積が1,000㎡以上の宅地分譲の集水区域の分割）.....2-6

2-4 合成流出係数の算定.....2-8

2-4-1 土地利用形態と流出係数について.....2-8

2-4-2 行為前後の流出係数の算定について.....2-11

2-4-3 集水区域が行為区域外を含む場合の流出係数.....2-12

2-4-4 様式A'による合成流出係数の算出.....2-13

2-4-5 システムへの集水区域面積と合成流出係数の入力.....2-14

2-5 基準降雨.....2-15

2-5-1 基準降雨.....2-15

2-5-2 システムへの基準降雨の入力.....2-17

2-5-3 変更申請で行為区域が拡大した場合の基準降雨.....2-17

2-6 行為区域からの流出雨水量の算定.....2-18

2-6-1 流出雨水量の算定式.....2-18

2-6-2 システムでの行為前後の流出雨量の算定.....2-18

2-7 浸透施設の効果の算定.....2-19

2-7-1 設計に使用する浸透施設の浸透量の算定方法.....2-19

2-7-2 飽和透水係数について.....2-19

2-7-3 影響係数について.....2-19

2-7-4 比浸透量の算定について.....2-20

2-7-5 表2-7-2以外の施設形状の補正について.....2-22

2-7-6 浸透施設の空隙貯留機能の算定について.....2-23

2-7-7 浸透施設の比浸透能力及び空隙貯留容量の算定例.....2-24

2-7-8 設計浸透量の算定について.....2-25

2-7-9 エクセルファイル(浸透施設_一定量)を使った浸透能力の算定例.....2-25

2-7-10 システムによる浸透施設の効果の算定.....2-27

2-7-11 システムのグラフによる浸透施設の効果の確認.....2-27

2-7-12 対策施設が浸透施設のみの場合の様式A'～Dの作成.....2-29

2-8 貯留施設の効果の算定.....2-32

2-8-1 貯留規模の算定式(自然調節方式).....2-32

2-8-2 調整池の規模の設計手順.....2-33

2-8-3 調整池の水位－容量曲線について.....2-34

2-8-4 調整池の「水深－容量表」の作成例.....2-35

2-8-5 システムによる貯留施設の効果の算定.....2-36

2-8-6 システムのグラフと表による貯留施設の効果の確認.....2-37

2-2-1 区域外流入を含む行為区域について.....2-2

2-3 集水区域の分割.....2-3

2-3-1 集水区域の設定について.....2-3

2-3-2 集水区域の設定の注意点.....2-4

2-3-3 例外1（小規模な開発の集水区域の分割）.....2-5

2-3-4 例外2（阻害行為面積が1,000㎡以上の宅地分譲の集水区域の分割）.....2-6

2-4 合成流出係数の算定.....2-8

2-4-1 土地利用形態と流出係数について.....2-8

2-4-2 行為前後の流出係数の算定について.....2-11

2-4-3 集水区域が行為区域外を含む場合の流出係数.....2-12

2-4-4 様式A'による合成流出係数の算出.....2-13

2-5 基準降雨.....2-14

2-5-1 基準降雨.....2-14

2-5-2 システムへの基準降雨の入力.....2-16

2-5-3 変更申請で行為区域が拡大した場合の基準降雨.....2-17

2-6 行為区域からの流出雨水量の算定.....2-18

2-6-1 流出雨水量の算定式.....2-18

2-6-2 システムでの行為前後の流出雨水量の算定.....2-18

2-7 浸透施設の効果の算定.....2-20

2-7-1 設計に使用する浸透施設の浸透量の算定方法.....2-20

2-7-2 飽和透水係数について.....2-20

2-7-3 影響係数について.....2-20

2-7-4 比浸透量の算定について.....2-21

2-7-5 表2-7-2以外の施設形状の補正について.....2-26

2-7-6 浸透施設の空隙貯留機能の算定について.....2-27

2-7-7 浸透施設の比浸透能力及び空隙貯留容量の算定例.....2-28

2-7-8 設計浸透量の算定について.....2-29

2-7-9 システムを使った浸透能力(浸透施設_一定量)の算定例.....2-29

2-7-10 対策施設が浸透施設のみの場合の様式A'～Dの作成.....2-31

2-8 貯留施設の効果の算定.....2-35

2-8-1 貯留規模の算定式(自然調節方式).....2-35

2-8-2 調整池の規模の設計手順.....2-36

2-8-3 調整池の水位－容量曲線について.....2-37

2-8-4 調整池の「水深－容量表」の作成例.....2-38

2-8-5 システムによる貯留施設の効果の算定.....2-39

2-8-6 システムのグラフと表による貯留施設の効果の確認.....2-40

2-8-7 貯留施設のみ場合の様式A'～Dの作成.....2-42

2-9 その他.....2-45

2-9-1 区画整理事業における合成流出係数の算定法と集水区域.....2-45

新旧对照表

旧

新

2-8-7	貯留施設のみ場合の様式A' ～Dの作成	2-39
2-9	その他	2-43
2-9-1	区画整理事業における合成流出係数の算定法と集水区域	2-43
2-9-2	現地浸透試験の試験方法	2-44

第3章 雨水貯留浸透施設の一般事項

3-1 雨水貯留浸透施設の種類……………3-1

3-1-1 浸透施設の種類……………3-1

3-1-2 貯留施設の種類……………3-2

3-1-3 浸透施設と貯留施設の併用……………3-3

第4章	浸透施設の構造と設計計算	
4-1	全ての浸透施設への注意事項	4-1
4-1-1	設置位置の注意事項	4-1
4-1-2	放流施設の注意事項	4-2
4-2	透水性舗装の構造及び設計計算	4-3
4-2-1	透水性舗装の種類	4-3
4-2-2	透水性舗装の比浸透量算定式	4-3
4-2-3	透水性舗装の有効面積（設計面積）について	4-4
4-2-4	透水性舗装(A ₀)の構造と材料	4-6
4-2-5	透水性舗装(碎石)の構造と材料	4-7
4-2-6	透水性舗装(ブロック)の構造と材料	4-9
4-3	浸透側溝の構造及び設計計算	4-1
4-3-1	浸透側溝の構造	4-1
4-3-2	浸透側溝の材料	4-1
4-3-3	浸透側溝の比浸透量の算定方法	4-1
4-3-4	浸透側溝の空隙率の考え方	4-1
4-4	浸透トレンチの構造及び設計計算	4-1
4-4-1	浸透トレンチの構造	4-1
4-4-2	浸透トレンチの材料	4-1
4-4-3	浸透トレンチの比浸透量の算定方法	4-1
4-4-4	浸透トレンチと透水性舗装の重複における設計数量の取扱い	4-1
4-4-5	浸透トレンチの空隙率の考え方	4-1
4-4-6	浸透トレンチの配置間隔について	4-1
4-5	浸透ますの構造及び設計計算	4-1
4-5-1	浸透ますの構造	4-1
4-5-2	浸透ますの材料	4-1
4-5-3	浸透ますの比浸透量の算定方法	4-1
4-5-4	浸透ますと透水性舗装の重複における設計数量の取扱い	4-1
4-5-5	浸透ますの空隙率の考え方	4-2

2-9-2 現地浸透試験の試験方法・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2-46

第 3 章	雨水貯留浸透施設の一般事項	
3-1	雨水貯留浸透施設の種類	3-1
3-1-1	浸透施設の種類	3-1-1
3-1-2	貯留施設の種類	3-2
3-1-3	浸透施設と貯留施設の併用	3-3

第4章 浸透施設の構造と設計計算	
4-1 全ての浸透施設への注意事項	4-1
4-1-1 設置位置の注意事項	4-1
4-1-2 放流施設の注意事項	4-2
4-2 透水性舗装の構造及び設計計算	4-3
4-2-1 透水性舗装の種類	4-3
4-2-2 透水性舗装の比浸透量算定式	4-3
4-2-3 透水性舗装の有効面積（設計面積）について	4-4
4-2-4 透水性舗装（As）の構造と材料	4-6
4-2-5 透水性舗装（碎石）の構造と材料	4-7
4-2-6 透水性舗装（ブロック）の構造と材料	4-9
4-3 浸透側溝の構造及び設計計算	4-11
4-3-1 浸透側溝の構造	4-11
4-3-2 浸透側溝の材料	4-11
4-3-3 浸透側溝の比浸透量の算定方法	4-12
4-3-4 浸透側溝の空隙率の考え方	4-13
4-4 浸透トレンチの構造及び設計計算	4-14
4-4-1 浸透トレンチの構造	4-14
4-4-2 浸透トレンチの材料	4-15
4-4-3 浸透トレンチの比浸透量の算定方法	4-15
4-4-4 浸透トレンチと透水性舗装の重複における設計数量の取扱い	4-16
4-4-5 浸透トレンチの空隙率の考え方	4-16
4-4-6 浸透トレンチの配置間隔について	4-16
4-5 浸透ますの構造及び設計計算	4-17
4-5-1 浸透ますの構造	4-17
4-5-2 浸透ますの材料	4-17
4-5-3 浸透ますの比浸透量の算定方法	4-18
4-5-4 浸透ますと透水性舗装の重複における設計数量の取扱い	4-19
4-5-5 浸透ますの空隙率の考え方	4-20
4-6 地下貯留浸透施設の構造及び設計計算	4-21
4-6-1 地下貯留浸透施設の構造	4-21
4-6-2 地下貯留浸透施設の材料	4-22

4-6	地下貯留浸透施設の構造及び設計計算	4-21
4-6-1	地下貯留浸透施設の構造	4-21
4-6-2	地下貯留浸透施設の材料	4-22
4-6-3	地下貯留浸透施設の設計水頭	4-22
4-6-4	地下貯留浸透施設の比浸透量の算定方法	4-22
4-6-5	地下貯留浸透施設と透水性舗装の重複における設計数量の取扱い	4-24
4-6-6	地下貯留浸透施設の空隙率の考え方	4-24
4-6-7	二段オリフィスます(分水ます)と地下貯留浸透施設の接続	4-25
第5章 貯留施設の構造と設計計算		
5-1	オープン調整池(調整池・表面貯留)の構造	5-1
5-1-1	オープン調整池の構造の要件	5-1
5-1-2	オープン調整池の堤防の構造	5-1
5-1-3	オープン調整池の流出係数	5-4
5-2	地下貯留施設の構造	5-5
5-3	放流施設	5-6
5-3-1	放流施設(自然調節方式)の構造	5-6
5-4	揚水ポンプ及び排水ポンプを使用した貯留施設	5-8
5-4-1	ポンプ使用の注意点	5-8
5-4-2	揚水ポンプと二段オリフィス柵を利用した調整池	5-8
5-4-3	排水ポンプによる直接放流	5-10
5-4-4	調整池の一部が浸透施設の場合の考え方	5-11
第6章 システムを使用した設計計算例		
6-1	調整池容量計算システムのインストール	6-1
6-1-1	調整池容量計算システムについて	6-1
6-1-2	調整池容量計算システムのダウンロード	6-1
6-1-3	調整池容量計算システムのインストール	6-2
6-2	調整池容量計算システムの計算手順	6-6
6-2-1	調整池容量計算システムの各ページの概要	6-6
6-2-2	調整池容量計算システムの主な操作方法	6-9
6-3	調整池容量計算システムの設計例	6-10
6-3-1	設計例1「田」→「駐車場」(阻害行為面積 500～1000㎡、集水区域1、浸透施設のみ)	6-10
6-3-2	設計例2「田」→「駐車場」(阻害行為面積 1000㎡以上、集水区域2、貯留施設のみ)	6-18
6-3-3	設計例3「田」+「宅地」など→「共同住宅」(阻害行為面積 1000㎡以上、集水区域3、浸透施設、2段オリフィス+地下浸透貯留)	6-27
6-4	ポンプ排水による洪水調節の計算法	6-43

4-6-3	地下貯留浸透施設の設計水頭	4-22
4-6-4	地下貯留浸透施設の比浸透量の算定方法	4-22
4-6-5	地下貯留浸透施設と透水性舗装の重複における設計数量の取扱い	4-24
4-6-6	地下貯留浸透施設の空隙率の考え方	4-24
4-6-7	二段オリフィスます(分水ます)と地下貯留浸透施設の接続	4-25
第5章 貯留施設の構造と設計計算		
5-1	オープン調整池(調整池・表面貯留)の構造	5-1
5-1-1	オープン調整池の構造の要件	5-1
5-1-2	オープン調整池の堤防の構造	5-1
5-1-3	オープン調整池の流出係数	5-4
5-2	地下貯留施設の構造	5-5
5-3	放流施設	5-6
5-3-1	放流施設(自然調節方式)の構造	5-6
5-4	揚水ポンプ及び排水ポンプを使用した貯留施設	5-8
5-4-1	ポンプ使用の注意点	5-8
5-4-2	揚水ポンプと二段オリフィス柵を利用した調整池	5-8
5-4-3	排水ポンプによる直接放流	5-10
5-4-4	調整池の一部が浸透施設の場合の考え方	5-11
第6章 システムを使用した設計計算例		
6-1	調整池容量計算システムのインストール	6-1
6-1-1	調整池容量計算システムについて	6-1
6-1-2	調整池容量計算システムのダウンロード	6-1
6-1-3	システムの利用環境	6-3
6-2	システムの操作方法	6-4
6-2-1	システム(エクセルファイル)の起動	6-4
6-2-2	システムの計算フロー	6-5
6-2-3	システム(ファイル内)の各シートの概要	6-6
6-2-4	事前に用意しておくデータ	6-7
6-2-5	システム(ファイル内)の各シートの操作説明	6-7
6-3	調整池容量計算システムの設計例	6-23
6-3-1	設計例1「田」→「駐車場」(阻害行為面積 500～1000㎡、集水区域1、浸透施設のみ)	6-23
6-3-2	設計例2「田」→「駐車場」(阻害行為面積 1000㎡以上、集水区域2、貯留施設のみ)	6-35
6-3-3	設計例3「田」+「宅地」など→「共同住宅」(阻害行為面積 1000㎡以上、集水区域3、浸透施設、2段オリフィス+地下浸透貯留)	6-47
6-4	ポンプ排水による洪水調節の計算法	6-65

新旧対照表

旧

新

6-5 「貯めきり等」による洪水調節.....6-44

第7章 許可申請図書等の作成事例

7-1 雨水浸透阻害行為許可等の事務の概要.....7-1
7-1-1 許可申請図書等の事務の流れと申請先・必要部数.....7-1
7-1-2 様式等の入手方法.....7-2
7-2 許可申請に必要な書類.....7-4
7-2-1 許可申請図書の一覧表.....7-4
7-2-2 許可申請図書の作成例.....7-7

第8章 雨水貯留浸透施設の施工・完了検査

8-1 浸透施設の施工方法.....8-1
8-2 貯留施設の施工方法.....8-6
8-3 完了検査（法第17条）.....8-7

第9章 雨水貯留浸透施設の維持管理

9-1 浸透施設の維持管理.....9-1
9-1-1 一般事項.....9-1
9-1-2 維持管理内容.....9-2
9-2 貯留施設の維持管理.....9-4

第10章 道路事業における設計

10-1 道路事業における設計基準.....10-1
10-1-1 流出係数.....10-1
10-1-2 集水区域.....10-1
10-1-3 浸透機能の設計について.....10-1

6-5 「貯めきり等」による洪水調節.....6-66

第7章 許可申請図書等の作成事例

7-1 雨水浸透阻害行為許可等の事務の概要.....7-1
7-1-1 許可申請図書等の事務の流れと申請先・必要部数.....7-1
7-1-2 様式等の入手方法.....7-2
7-2 許可申請に必要な書類.....7-8
7-2-1 許可申請図書の一覧表.....7-8
7-2-2 許可申請図書の作成例.....7-11

第8章 雨水貯留浸透施設の施工・完了検査

8-1 浸透施設の施工方法.....8-1
8-2 貯留施設の施工方法.....8-6
8-3 完了検査（法第38条）.....8-7

第9章 雨水貯留浸透施設の維持管理

9-1 浸透施設の維持管理.....9-1
9-1-1 一般事項.....9-1
9-1-2 維持管理内容.....9-2
9-2 貯留施設の維持管理.....9-4

第10章 道路事業における設計

10-1 道路事業における設計基準.....10-1
10-1-1 流出係数.....10-1
10-1-2 集水区域.....10-1
10-1-3 浸透機能の設計について.....10-1

旧

新

設計資料編
第1章 雨水浸透阻害行為許可の要否判断

設計資料編
第1章 雨水浸透阻害行為許可の要否判断

第1章 雨水浸透阻害行為許可の要否判断

1-1 特定都市河川浸水被害対策法第9条に基づく雨水浸透阻害行為許可の判断の流れ

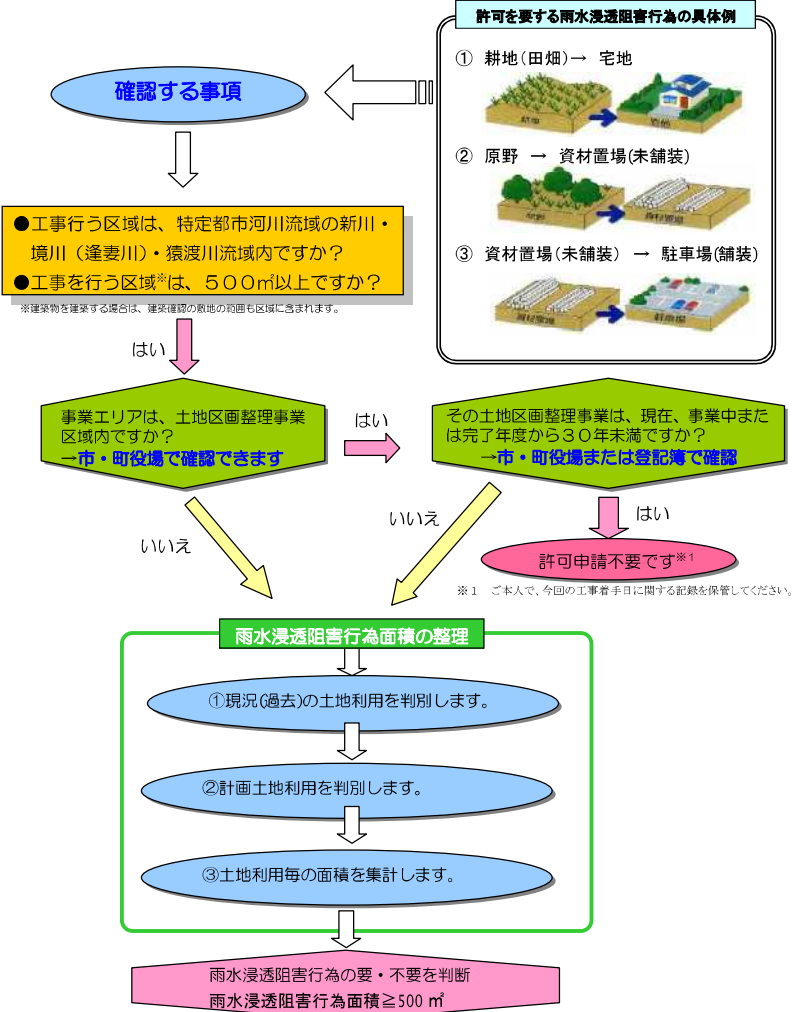


図1-1-1 雨水浸透阻害行為許可の判断の流れ
1-1

第1章 雨水浸透阻害行為許可の要否判断

1-1 特定都市河川浸水被害対策法第30条に基づく雨水浸透阻害行為許可の判断の流れ

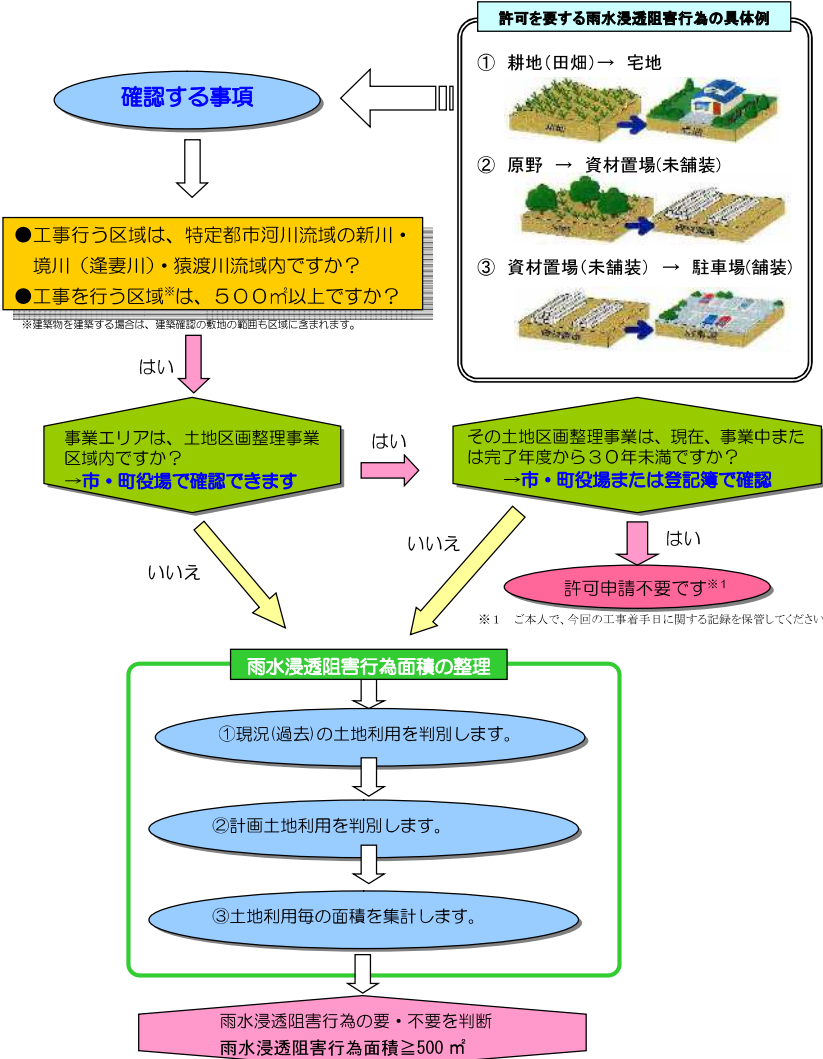


図1-1-1 雨水浸透阻害行為許可の判断の流れ
1-1

1-2 許可の要否において最初に確認する項目

1-2-1 特定都市河川流域内の確認

雨水浸透阻害行為の許可等の対象となる特定都市河川流域界付近の詳細については、「新川・境川流域総合治水協議会のホームページ」又は県ホームページ「マップあいち」により確認すること。

- 新川・境川・逢妻川・猿渡川流域の詳細図
<http://maps.pref.aichi.jp/modules/lnydl0/content/index.php?id=5>
「愛知県ホームページ」又は「新川・境川流域総合治水協議会のホームページ」→「マップあいち」→「くらし・安全」→「特定都市河川流域図」

緑の網掛け：新川流域
青の網掛け：境川・逢妻川・猿渡川流域

1-2-2 既着手工事の判断

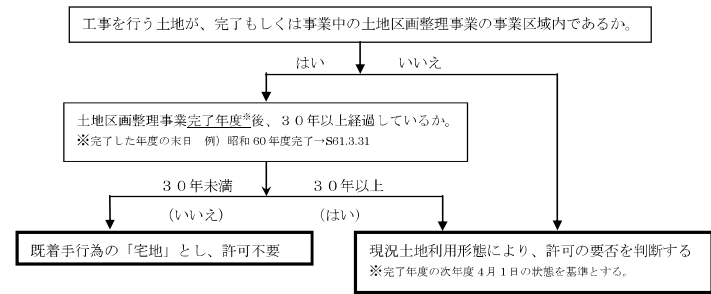


図1-2-1 区画整理事業区域における既着手行為の判断

1-2 許可の要否において最初に確認する項目

1-2-1 特定都市河川流域内の確認

雨水浸透阻害行為の許可等の対象となる特定都市河川流域については、愛知県のホームページに示すとおりであるが、流域界付近の詳細については、愛知県統合型地理情報システム『マップあいち』により確認すること。
市町、建設事務所に備え置く1/2,500流域図により確認することもできる。

- 新川流域の対象となる区域
<https://www.pref.aichi.jp/site/usui-taisaku/shinkawa-area.html>
- 境川・逢妻川・猿渡川流域の対象となる区域
<https://www.pref.aichi.jp/site/usui-taisaku/sakaigawa-area.html>
- 愛知県統合型地理情報システム マップあいち 特定都市河川流域図
<https://maps.pref.aichi.jp/map/view/?mid=20048>

1-2-2 既着手工事の判断

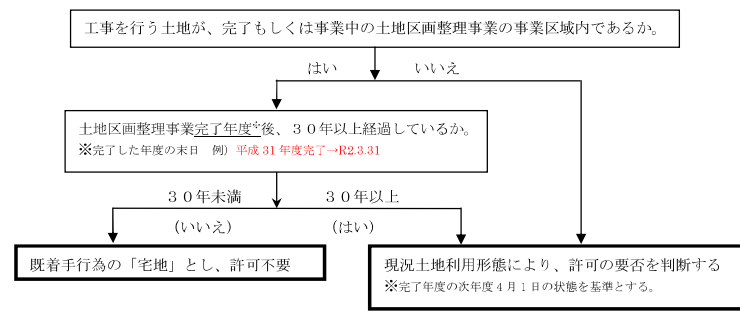


図1-2-1 区画整理事業区域における既着手行為の判断

1-3 雨水浸透阻害行為面積の算定（雨水浸透阻害行為面積の算定 1）
1-3-1 雨水浸透阻害行為の許可が必要となる規模要件の算定

雨水浸透阻害行為の許可が必要となる規模要件は、行為区域の範囲において、複数の分散した雨水浸透阻害行為の区域の合計面積とする。

1-3-2 雨水浸透阻害行為面積算定の手順

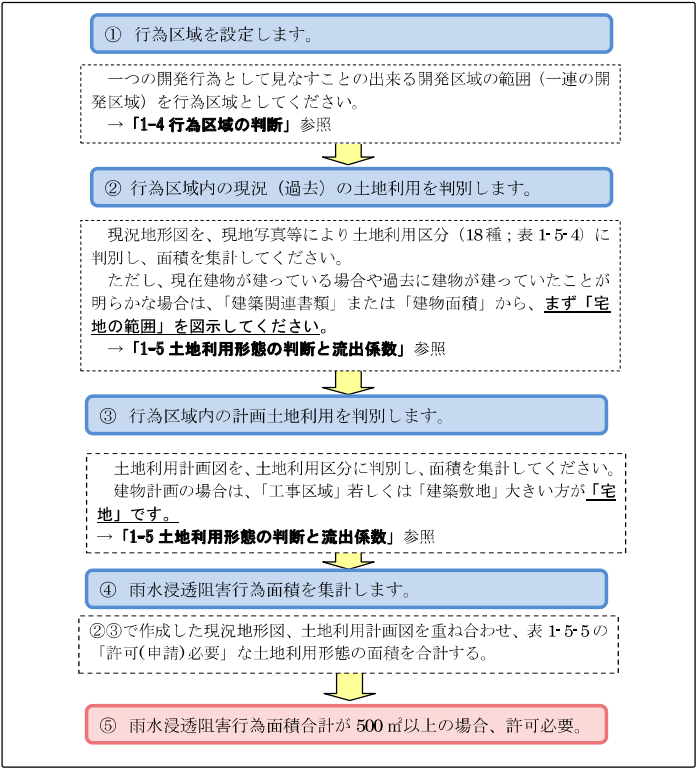


図1-3-1 雨水浸透阻害行為面積算定の手順

1-3 雨水浸透阻害行為面積の算定（雨水浸透阻害行為面積の算定 1）
1-3-1 雨水浸透阻害行為を**する土地の面積の算定**

雨水浸透阻害行為をする土地の面積の算定は、開発等の行為区域のうち、雨水浸透阻害行為を行おうとする宅地等以外の土地の面積の合計によるものとする。

1-3-2 雨水浸透阻害行為面積算定の手順

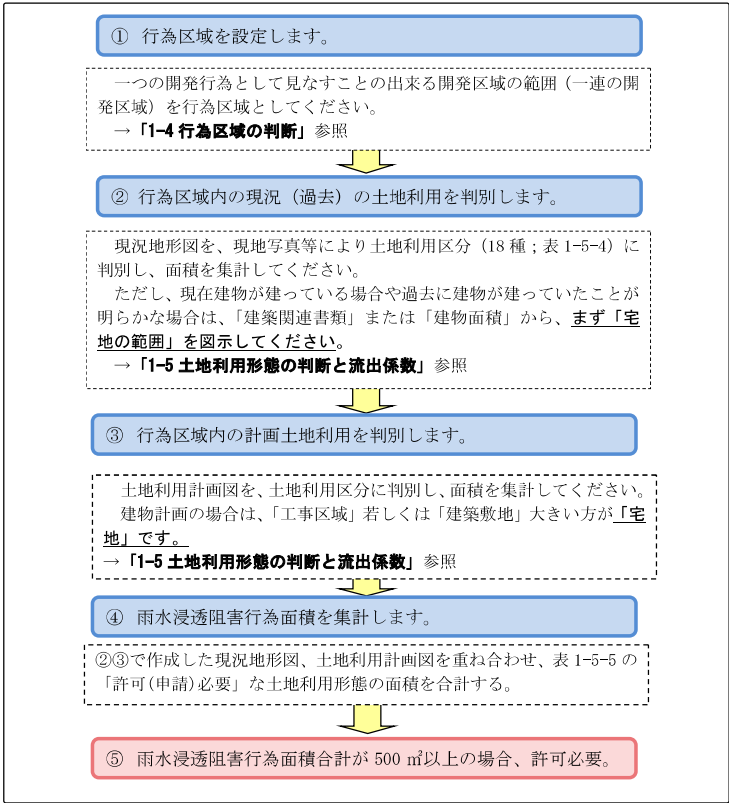


図1-3-1 雨水浸透阻害行為面積算定の手順

1-4 行為区域の判断（雨水浸透阻害行為面積の算定2）
1-4-1 雨水浸透阻害行為面積の算定に係る行為区域について

行為区域とは、一つの開発行為として見なすことの出来る開発区域の範囲とする。
雨水浸透阻害行為の面積の算定及び雨水浸透阻害行為許可は、行為区域について行う。

1-4-2 複数の雨水浸透阻害行為が行われる場合の行為区域の考え方（一連性の判断）

- 隣接する複数の雨水浸透阻害行為の一連性の判断は次の①～⑥の要素を判断材料に、
フロー図1-4-1により判断する。一連の行為は一つの行為区域とする。
- ①それぞれの雨水浸透阻害行為（以下行為）者が同一かどうか。
 - ②それぞれの行為区域が隣接^{※1}しているかどうか。
 - ③それぞれの行為時期が同時^{※2}または連続^{※3}で行われるかどうか。
 - ④それぞれの開発の目的^{※4}が同じかどうか。
 - ⑤構造を共有する^{※5}かどうか。
 - ⑥開発後に土地の権利等が申請者の手から離れる^{※6}かどうか。

【解説】
公平性の確保のため、一連性の判断基準を示した。
なお、行為者が複数いる場合の許可申請はいずれかの申請者かまたは連名で、行為区域全体で申請を行えばよい。

1-4 行為区域の判断（雨水浸透阻害行為面積の算定2）
1-4-1 雨水浸透阻害行為面積の算定に係る行為区域について

行為区域とは、一つの開発行為として見なすことの出来る開発区域の範囲とする。
雨水浸透阻害行為の面積の算定及び雨水浸透阻害行為許可は、行為区域について行う。

1-4-2 複数の雨水浸透阻害行為が行われる場合の行為区域の考え方（一連性の判断）

- 隣接する複数の雨水浸透阻害行為の一連性の判断は次の①～⑥の要素を判断材料に、
フロー図1-4-1により判断する。一連の行為は一つの行為区域とする。
- ①それぞれの雨水浸透阻害行為（以下行為）者が同一かどうか。
 - ②それぞれの行為区域が隣接^{※1}しているかどうか。
 - ③それぞれの行為時期が同時^{※2}または連続^{※3}で行われるかどうか。
 - ④それぞれの開発の目的^{※4}が同じかどうか。
 - ⑤構造を共有する^{※5}かどうか。
 - ⑥開発後に土地の権利等が申請者の手から離れる^{※6}かどうか。

【解説】
公平性の確保のため、一連性の判断基準を示した。
なお、行為者が複数いる場合の許可申請はいずれかの申請者かまたは連名で、行為区域全体で申請を行えばよい。

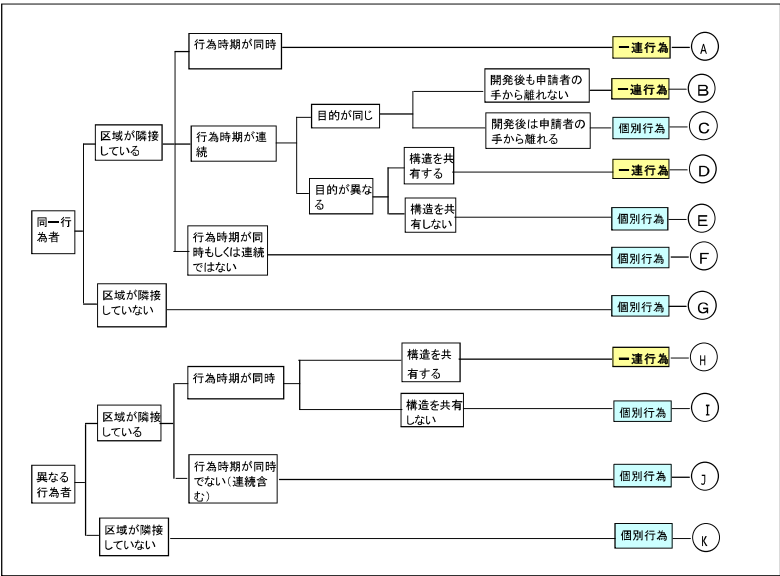
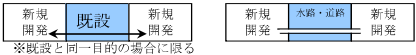


図1-4-1 複数の雨水浸透阻害行為が行われる場合の一連性判断フロー図

【フロー図の補足説明】

※1「隣接」とは以下の場合を含む。

複数の「雨水浸透阻害行為の区域」が離れている場合においても、「雨水浸透阻害行為の区域」と「間に挟まれている土地」が一体的な土地利用の場合または専用通路など設けた場合は複数の「雨水浸透阻害行為の区域」は隣接しているものとする。



※2 同時とは以下の場合を含む。

先行する工事(雨水浸透阻害行為)が完了する前に後続の工事を少しでも並行して行う場合は行為時期が同時とする。

※3 連続とは、先行する工事の完了後1年以内に後続(追加)の工事を行う場合

先行する工事の完了とは、許可等の手続きが必要な工事の場合は検査済証等の施行日を、手続きのない場合は対象工事が完了した日を表す。

後続の工事の開始は、施工者が現地で実際に工事を始める日を表す。

完了後1年以内とは、仮に、H20.7.1に先行工事が完了した場合、H21.6.30以前を表す。

また、後続(追加)の工事区域が500㎡以上の場合、後続(追加)の工事を行う場合を「後続(追加)の工事を着手する場合」として読み替える。

※4 開発の目的が同じ場合と異なる場合の例を以下に示す。

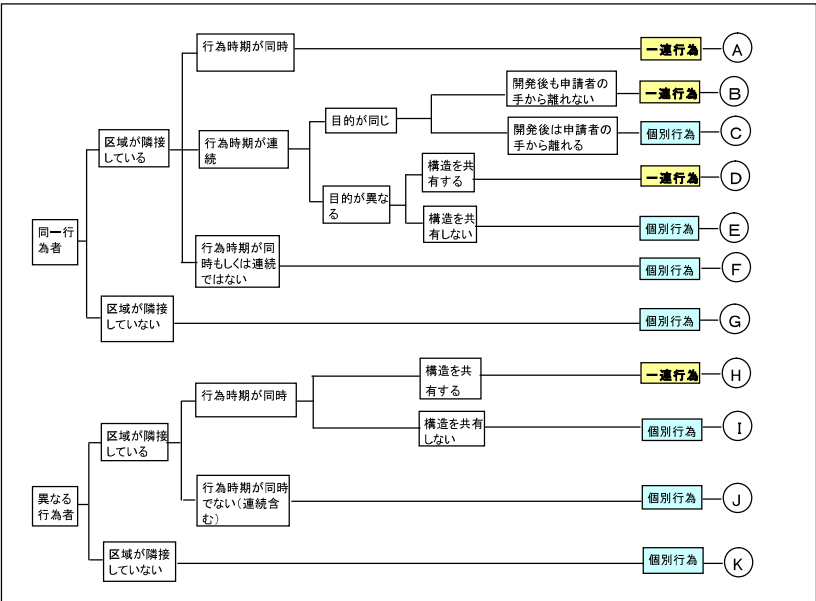


図1-4-1 複数の雨水浸透阻害行為が行われる場合の一連性判断フロー図

【フロー図の補足説明】

※1「隣接」とは以下の場合を含む。

複数の「雨水浸透阻害行為の区域」が離れている場合においても、「雨水浸透阻害行為の区域」と「間に挟まれている土地」が一連(一体)的な土地利用の場合または専用通路など設けた場合は複数の「雨水浸透阻害行為の区域」は隣接しているものとする。



※2 同時とは以下の場合を含む。

先行する工事(雨水浸透阻害行為)が完了する前に後続の工事を少しでも並行して行う場合は行為時期が同時とする。

※3 連続とは、先行する工事の完了後1年以内に後続(追加)の工事を行う場合

先行する工事の完了とは、許可等の手続きが必要な工事の場合は検査済証等の施行日を、手続きのない場合は対象工事が完了した日を表す。

後続の工事の開始は、施工者が現地で実際に工事を始める日を表す。

完了後1年以内とは、仮に、H20.7.1に先行工事が完了した場合、H21.6.30以前を表す。

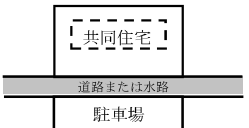
また、後続(追加)の工事区域が500㎡以上の場合、後続(追加)の工事を行う場合を「後続(追加)の工事を着手する場合」として読み替える。

設計資料編	
第1章 雨水浸透阻害行為許可の要否判断	
【目的が同じ例】	・Aさんの経営する賃貸共同住宅を複数棟建築する場合 ・B社の工場とその駐車場（事務所、関連する工場、社員寮等） ・C社のa区域の宅地分譲とb区域の宅地分譲 ・Dさんの住宅（母屋）と離れ ・E 法人の病院の従業員駐車場と患者や来客用の駐車場
【目的が異なる例】	・Aさんの経営する賃貸共同住宅とAさんの住む個人住宅 ・C社の宅地分譲と賃貸共同住宅 ・Dさんの住宅と貸し駐車場 ・Fさんの賃貸共同住宅と貸し駐車場
※5	構造を共有する場合の例を以下に示す。 ・一方の開発敷地からの乗入れを共有する場合 ・公益施設を共有する場合（駐車場、駐輪場、ゴミ置場、プロパンガス庫等）
※6	開発後に土地の権利等が申請者の手から離れるとは、宅地分譲の様に開発が完了した後に、申請者（開発者）から購入者に土地の権利等が替わるもの。
1-4-3 既設道路や既設水路を挟んだ場合の一連性の判断	
既設道路や既設水路を挟んだ場合は図1-4-2により一連性の判断をする。	
【解説】	各雨水浸透阻害行為間の雨水の流入や工事完了後の管理者により判断する。

設計資料編	
第1章 雨水浸透阻害行為許可の要否判断	
※4	開発の目的が同じ場合と異なる場合の例を以下に示す。 【目的が同じ例】・Aさんの経営する賃貸共同住宅を複数棟建築する場合 ・B社の工場とその駐車場（事務所、関連する工場、社員寮等） ・C社のa区域の宅地分譲とb区域の宅地分譲 ・Dさんの住宅（母屋）と離れ ・E 法人の病院の従業員駐車場と患者や来客用の駐車場
【目的が異なる例】	・Aさんの経営する賃貸共同住宅とAさんの住む個人住宅 ・C社の宅地分譲と賃貸共同住宅 ・Dさんの住宅と貸し駐車場 ・Fさんの賃貸共同住宅と貸し駐車場
※5	構造を共有する場合の例を以下に示す。 ・一方の開発敷地からの乗入れを共有する場合 ・公益施設の 構造 を共有する場合 や共有して利用することが可能な場合 （駐車場、駐輪場、ゴミ置場、プロパンガス庫等）
※6	開発後に土地の権利等が申請者の手から離れるとは、宅地分譲の様に開発が完了した後に、申請者（開発者）から購入者に土地の権利等が替わるもの。
1-4-3 既設道路や既設水路を挟んだ場合の一連性の判断	
既設道路や既設水路を挟んだ場合は図1-4-2により一連性の判断をする。	
【解説】	各雨水浸透阻害行為間の雨水の流入や工事完了後の管理者により判断する。

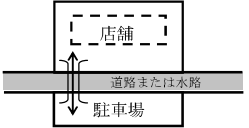
(i) 既設の道路や水路を挟んで開発を行う場合、別区域として扱います。

右図の場合、共同住宅、駐車場それぞれで雨水浸透阻害行為面積が500㎡以上かどうか判断します。(道路や水路は別管理者の場合に限る)



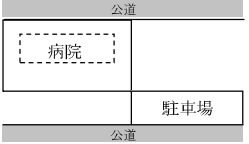
(ii) 橋梁など専用の道路により連続性が確保された場合、一体として扱います。(道路は道路法道路以外も含む)

右図の場合、店舗と駐車場を一体として雨水浸透阻害行為面積を算定します。

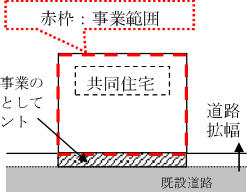


(iii) 接している場合は、一体として扱います。

右図の場合、病院と駐車場を一体として雨水浸透阻害行為面積を算定します。



(iv) 既設道路の拡幅や、水路の付け替えについて、承認工事または都市計画法39条に基づく場合、別事業として区域から外すことも可能です。なお、別事業(区域)としても、単独で雨水浸透阻害行為が500㎡を超える場合は、申請が必要となります。この場合、対策施設を道路区域を含めて一体で計画する場合は、全体区域が行為区域となります。



(v) ①、②、③の3区域は(i)より別区域として扱う。

④既設道路の拡幅を伴う場合は、①、②、③と④は別事業として個々に面積を集計し、阻害行為面積が500㎡以上であれば許可が必要。ただし、④の道路区域内に対策施設が設置できない場合で、①の区域とあわせて計画する場合は、①と④を一体の区域として扱います。

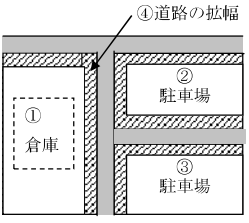


図1-4-2 道路や水路を挟んだ場合の判断について

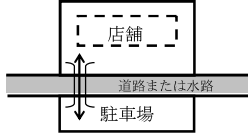
(i) 既設の道路や水路を挟んで開発を行う場合、別区域として扱います。

右図の場合、共同住宅、駐車場それぞれで雨水浸透阻害行為面積が500㎡以上かどうか判断します。(道路や水路は別管理者の場合に限る)



(ii) 橋梁など専用の道路により連続性が確保された場合、**一連(一体)**として扱います。(道路は道路法道路以外も含む)

右図の場合、店舗と駐車場を**一連(一体)**として雨水浸透阻害行為面積を算定します。

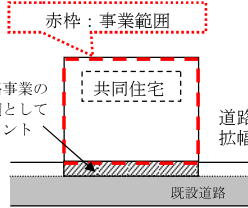


(iii) 接している場合は、**一連(一体)**として扱います。

右図の場合、病院と駐車場を**一連(一体)**として雨水浸透阻害行為面積を算定します。



(iv) 既設道路の拡幅や、水路の付け替えについて、承認工事または都市計画法39条に基づく場合、別事業として区域から外すことも可能です。なお、別事業(区域)としても、単独で雨水浸透阻害行為が500㎡を超える場合は、申請が必要となります。この場合、対策施設を道路区域を含めて**一連(一体)**で計画する場合は、全体区域が行為区域となります。



(v) ①、②、③の3区域は(i)より別区域として扱う。

④既設道路の拡幅を伴う場合は、①、②、③と④は別事業として個々に面積を集計し、阻害行為面積が500㎡以上であれば許可が必要。ただし、④の道路区域内に対策施設が設置できない場合で、①の区域とあわせて計画する場合は、①と④を**一連(一体)**の区域として扱います。

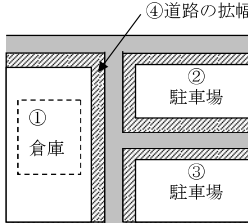


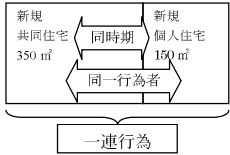
図1-4-2 道路や水路を挟んだ場合の判断について

1-4-4 一連性の判断事例

(1) 同時開発の場合

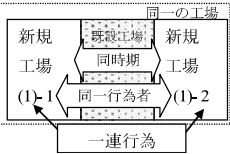
【例①】

- ◆同一行為者
- ◆「個人住宅」150㎡と「共同住宅」350㎡が隣接
- ◆同時に工事
- ⇒同一行為者一区域が隣接一行為時期が同時
よって一連行為として判断し、阻害行為面積は500㎡なので一 許可必要



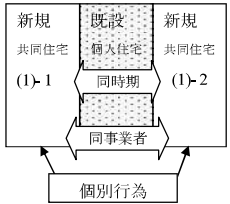
【例②】

- ◆工場敷地内(同一行為者)
- ◆既設工場の両側に同じ会社の工場を新設一体として利用する
- ◆同時に工事
- ⇒同一行為者一区域が隣接一行為時期が同時
よって、一連行為として判断し、両側の面積の合計値を阻害行為面積とする。



【例③】

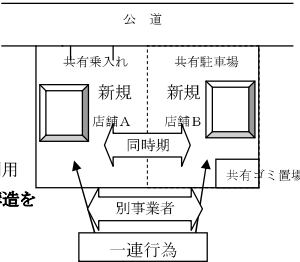
- ◆同一地主(同一事業者)
- ◆既設の個人住宅(1年以上前に完了)の両側に共同住宅を新築
- ◆それぞれの共同住宅は同時に工事
- ⇒同一行為者一区域が隣接していない(既設と新規の目的が異なるため)よって、個別事業と判断する。
(個々の共同住宅の面積で許可要不要を判断する)



(2) 同時開発(構造を共有する)の場合

【例④】

- ◆複数事業者
- ◆隣接して店舗を新築
- ◆同時に工事
- ◆駐車場、乗入れ、ゴミ置場などを共有して土地利用
- ⇒異なる行為者一区域が隣接一行為時期が同時一構造を共有する よって一連行為として取り扱う。

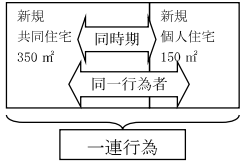


1-4-4 一連性の判断事例

(1) 同時開発の場合

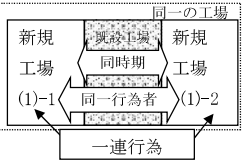
【例①】

- ◆同一行為者
- ◆「個人住宅」150㎡と「共同住宅」350㎡が隣接
- ◆同時に工事
- ⇒同一行為者一区域が隣接一行為時期が同時
よって一連行為として判断し、阻害行為面積は500㎡なので一 許可必要



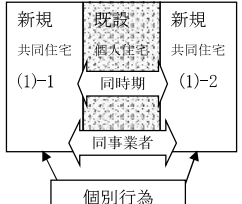
【例②】

- ◆工場敷地内(同一行為者)
- ◆既設工場の両側に同じ会社の工場を新設一体として利用する
- ◆同時に工事
- ⇒同一行為者一区域が隣接一行為時期が同時
よって、一連行為として判断し、両側の面積の合計値を阻害行為面積とする。



【例③】

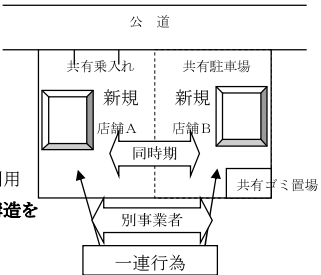
- ◆同一地主(同一事業者)
- ◆既設の個人住宅(1年以上前に完了)の両側に共同住宅を新築
- ◆それぞれの共同住宅は同時に工事
- ⇒同一行為者一区域が隣接していない(既設と新規の目的が異なるため)よって、個別事業と判断する。
(個々の共同住宅の面積で許可要不要を判断する)



(2) 同時開発(構造を共有する)の場合

【例④】

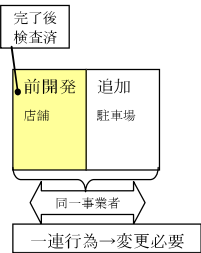
- ◆複数事業者
- ◆隣接して店舗を新築
- ◆同時に工事
- ◆駐車場、乗入れ、ゴミ置場などを共有して土地利用
- ⇒異なる行為者一区域が隣接一行為時期が同時一構造を共有する よって一連行為として取り扱う。



(3) 連続（追加）開発の場合

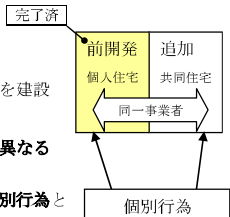
【例①】

- ◆店舗建設で法9条許可を取得・完了
- ◆その後すぐ（1年以内）に、同一事業者が、隣接して店舗の駐車場(400㎡)を整備
- ⇒同一行為者－区域が隣接－行為時期が連続－目的が同じ
- 一開発後も申請者の手から離れない
- よって、一連行為として判断し、変更許可が必要となる。
- この場合、阻害行為面積は当初申請と追加分の合計面積となる。



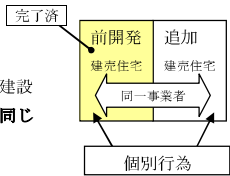
【例②】

- ◆500㎡未満(許可不要)の個人住宅を建設・完了
- ◆その後1年以内に同一事業者が隣接して共同住宅を建設
- ◆構造を共有しない
- ⇒同一行為者－区域が隣接－連続した時期－目的が異なる
- 一構造が共有しない
- よって個人住宅と共同住宅を建築する場合は、個別行為として取り扱う。



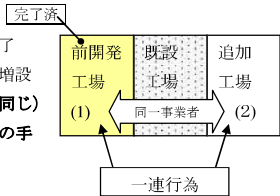
【例③】

- ◆500㎡未満(許可不要)の建売住宅を建設・完了
- ◆完了後すぐに、同一事業者が隣接して建売住宅を建設
- ⇒同一行為者－区域が隣接－連続した時期－目的が同じ
- 一開発後は申請者の手から離れる
- よって個別行為として取り扱う。



【例④】

- ◆既設工場に隣接して、工場(前開発)を増設・完了
- ◆すぐに、反対側に隣接して、同じ会社の工場を増設
- ⇒同一行為者－区域が隣接（既設と新規の目的が同じ）
- 一連続した時期－目的が同じ一開発後は申請者の手から離れない
- よって一連行為として取り扱う。

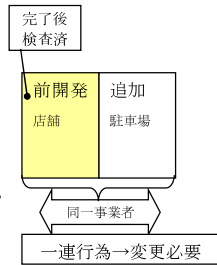


(※) 前開発の完了日は、雨水浸透阻害行為許可あるいは建築確認等の検査済証の施行日とし、駐車場の舗装工事などの場合は工事の完了日とし完了写真等により日付を確認する。その日から1年以内に行う行為を連続と取り扱う。

(3) 連続（追加）開発の場合

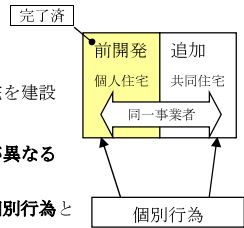
【例①】

- ◆店舗建設で法30条許可を取得・完了
- ◆その後すぐ（1年以内）に、同一事業者が、隣接して店舗の駐車場(400㎡)を整備
- ⇒同一行為者－区域が隣接－行為時期が連続－目的が同じ
- 一開発後も申請者の手から離れない
- よって、一連行為として判断し、変更許可が必要となる。
- この場合、阻害行為面積は当初申請と追加分の合計面積となる。



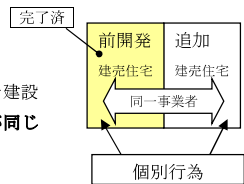
【例②】

- ◆500㎡未満(許可不要)の個人住宅を建設・完了
- ◆その後1年以内に同一事業者が隣接して共同住宅を建設
- ◆構造を共有しない
- ⇒同一行為者－区域が隣接－連続した時期－目的が異なる
- 一構造が共有しない
- よって個人住宅と共同住宅を建築する場合は、個別行為として取り扱う。



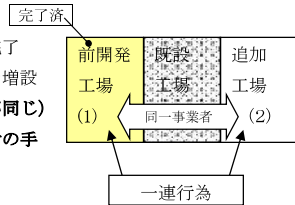
【例③】

- ◆500㎡未満(許可不要)の建売住宅を建設・完了
- ◆完了後すぐに、同一事業者が隣接して建売住宅を建設
- ⇒同一行為者－区域が隣接－連続した時期－目的が同じ
- 一開発後は申請者の手から離れる
- よって個別行為として取り扱う。



【例④】

- ◆既設工場に隣接して、工場(前開発)を増設・完了
- ◆すぐに、反対側に隣接して、同じ会社の工場を増設
- ⇒同一行為者－区域が隣接（既設と新規の目的が同じ）
- 一連続した時期－目的が同じ一開発後は申請者の手から離れない
- よって一連行為として取り扱う。



(※) 前開発の完了日は、雨水浸透阻害行為許可あるいは建築確認等の検査済証の施行日とし、駐車場の舗装工事などの場合は工事の完了日とし完了写真等により日付を確認する。その日から1年以内に行う行為を連続と取り扱う。

新旧対照表

旧

新

設計資料編
第1章 雨水浸透阻害行為許可の要否判断

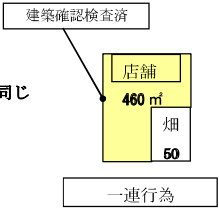
【例⑤】

- ◆店舗(460㎡)で建築確認の検査済証が発行済
- ◆検査後すぐに、同一事業者が隣接して駐車場(50㎡)を整備し一体的に利用する場合。

⇒同一行為者—区域が隣接—連続した時期—目的が同じ—開発後は申請者の手から離れない

よって、一連行為として扱う。

雨水浸透阻害行為面積 510㎡として許可申請が必要。



設計資料編
第1章 雨水浸透阻害行為許可の要否判断

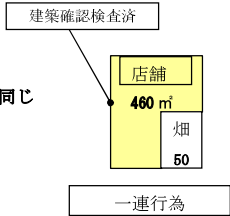
【例⑤】

- ◆店舗(460㎡)で建築確認の検査済証が発行済
- ◆検査後すぐに、同一事業者が隣接して駐車場(50㎡)を整備し一体的に利用する場合。

⇒同一行為者—区域が隣接—連続した時期—目的が同じ—開発後は申請者の手から離れない

よって、一連行為として扱う。

雨水浸透阻害行為面積 510㎡として許可申請が必要。



設計資料編 第1章 雨水浸透阻害行為許可の要否判断	
1-5 土地利用形態の判断と流出係数（雨水浸透阻害行為面積の算定3）	
1-5-1 土地利用形態の判断	
土地利用区分の判断は、特定都市河川流域指定時点及び申請時点の土地利用を登記書類及び現地写真、航空写真等により総合的に判断する。	
1-5-2 行為前の宅地の範囲	
行為前の宅地の範囲の判断については、既存の建物が存在する場合には、まず「宅地の範囲」を算出し、「宅地の範囲」に含まれない残りの土地については、1-5-4に示す土地利用区分毎に面積を求める。 なお、現況で建物が無い場合でも、当該土地に過去に建物が建っていたことを証明できる場合には、建物が存在する場合と同様に取扱う。	
表1-5-1 行為前の宅地面積の算定手順	
STEP1	既存建物に関する ◇建築確認申請書に示された「敷地面積」 ◇都市計画法に基づく開発許可申請書に示された「開発区域の面積」 ◇農地転用許可申請書*（又は届出書*）に示された面積 ※ただし、転用目的が建築物の建築に係るものに限り、 を宅地の範囲とする。（該当する書類を添付のこと）
STEP2	STEP1で宅地の範囲が明示できない場合、以下の方法により算出する。ただし、計画にて存置する建物は除く。 <u>宅地面積＝建物面積♦×宅地係数♦♦</u> ◆建物面積：建築面積、床面積、屋根面積のいずれか ◆◆宅地係数：工事区域が、500～1,000㎡未満の場合 3.0、1,000㎡以上の場合 2.0 （敷地面積等に対する宅地面積の比率を用いて簡易に算出） ※宅地範囲は既存建物を含む一団の土地とし、宅地範囲を分割しないこと。また、既存の田畑を宅地にとりいれないこと。ただし、既存建物が点在し、かつ、土地利用が一体的に利用されていることが明らかな場合は、一体的に利用されている範囲内で宅地を分割してもよい
表1-5-2 過去に建物があったことを証明する書類の例	
・建築工事に伴い過去に提出した書類（図面も含む） ・航空写真（国土交通省HPなど）・都市計画基本図（1/2500） ・登記簿(全部事項証明書)又は固定資産証明書	

設計資料編 第1章 雨水浸透阻害行為許可の要否判断	
1-5 土地利用形態の判断と流出係数（雨水浸透阻害行為面積の算定3）	
1-5-1 土地利用形態の判断	
土地利用区分の判断は、特定都市河川流域指定時点及び申請時点の土地利用を登記書類及び現地写真、航空写真等により総合的に判断することとし、最新の航空写真による場合、地理院地図その他のウェブサイトで閲覧可能なものとしても差し支えない。	
1-5-2 行為前の宅地の範囲	
行為前の宅地の範囲の判断については、既存の建物が存在する場合には、まず「宅地の範囲」を算出し、「宅地の範囲」に含まれない残りの土地については、1-5-4に示す土地利用区分毎に面積を求める。 なお、現況で建物が無い場合でも、当該土地に過去に建物が建っていたことを証明できる場合には、建物が存在する場合と同様に取扱う。	
表1-5-1 行為前の宅地面積の算定手順	
STEP1	既存建物に関する ◇建築確認申請書に示された「敷地面積」 ◇都市計画法に基づく開発許可申請書に示された「開発区域の面積」 ◇農地転用許可申請書*（又は届出書*）に示された面積 ※ただし、転用目的が建築物の建築に係るものに限り、 を宅地の範囲とする。（該当する書類を添付のこと）
STEP2	STEP1で宅地の範囲が明示できない場合、以下の方法により算出する。ただし、計画にて存置する建物は除く。 <u>宅地面積＝建物面積♦×宅地係数♦♦</u> ◆建物面積：建築面積、床面積、屋根面積のいずれか ◆◆宅地係数：工事区域が、500～1,000㎡未満の場合 3.0、1,000㎡以上の場合 2.0 （敷地面積等に対する宅地面積の比率を用いて簡易に算出） ※宅地範囲は既存建物を含む一団の土地とし、宅地範囲を分割しないこと。また、既存の田畑を宅地にとりいれないこと。ただし、既存建物が点在し、かつ、土地利用が一体的に利用されていることが明らかな場合は、一体的に利用されている範囲内で宅地を分割してもよい
表1-5-2 過去に建物があったことを証明する書類の例	
・建築工事に伴い過去に提出した書類（図面も含む） ・航空写真（ 国土地理院ウェブサイト など）・都市計画基本図（1/2500） ・登記簿(全部事項証明書)又は固定資産証明書 ・ 建築確認台帳の記載事項証明書	

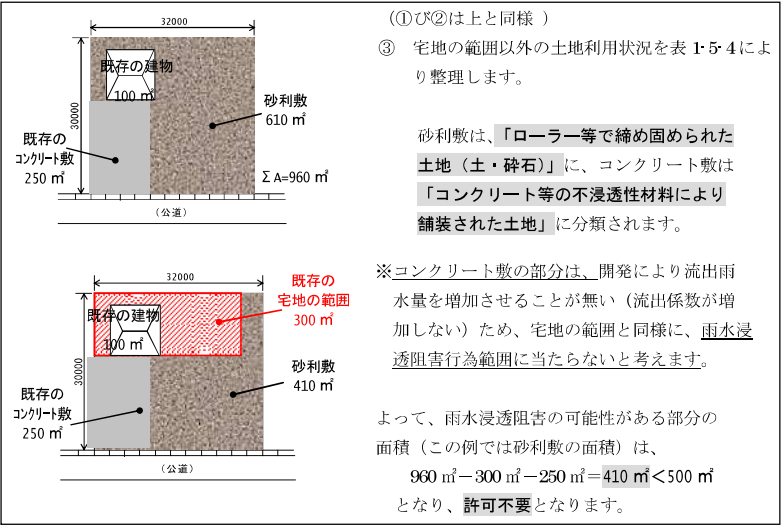
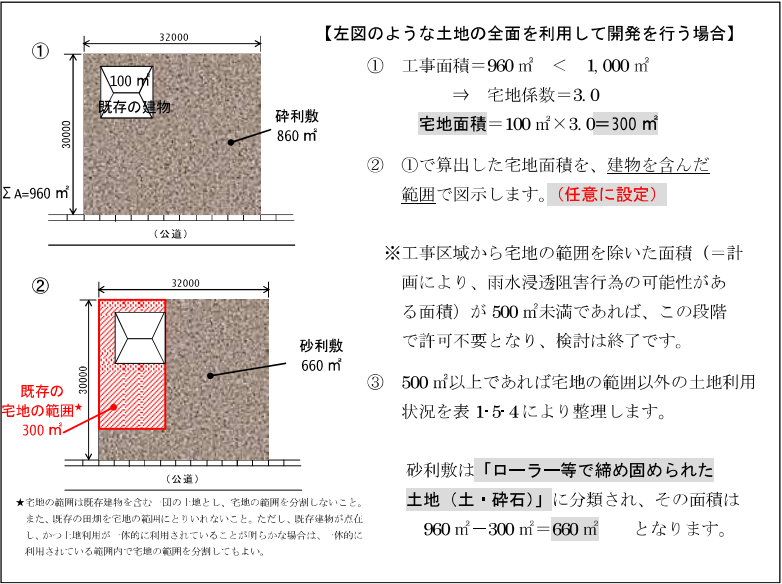


図1-5-1 現況土地利用面積の算出例

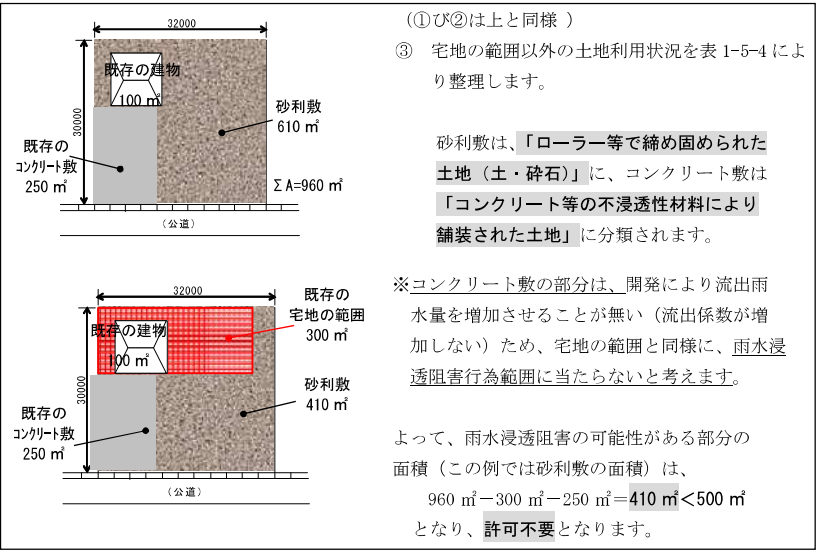
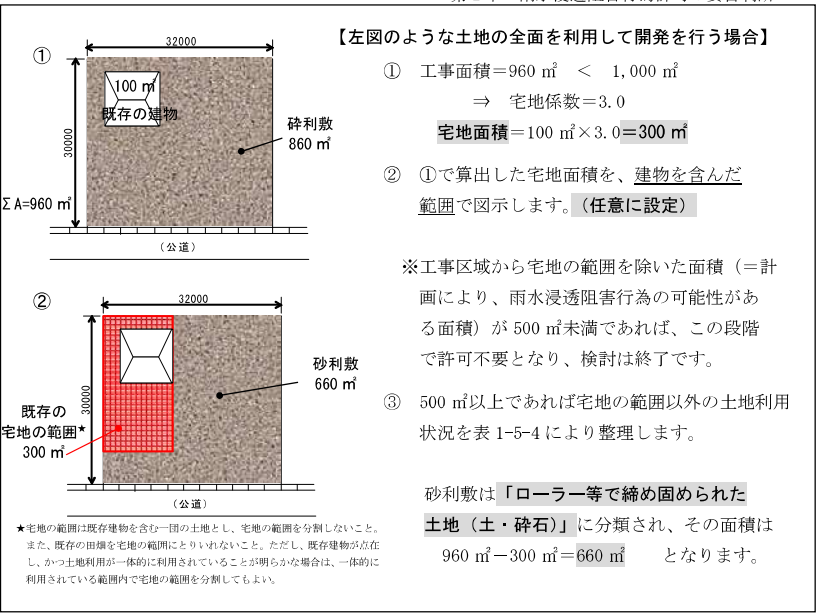


図1-5-1 現況土地利用面積の算出例

1-5-3 行為後の宅地の範囲

建物を計画する場合は、「工事区域」と「建築敷地」のうち面積の大きい方を宅地の範囲とする。ただし、「建築敷地」が計画にて存知する既存建築物を含む場合は、「工事区域」を宅地の範囲とする。

建物を計画する場合の行為区域の判断は、下表1-5-3のとおりとする。

表1-5-3 建物計画における宅地の範囲の設定

建物を計画する場合は、次の①と②のうち面積の大きい方を宅地の範囲とする。

① 「工事区域」

例1) 建物のみ建築し、土地は改変しない場合・・・工事区域は**建物部分**

例2) 建築、舗装、外構など建物と併せて整備・・・工事区域は**整備エリア全体**
(既設の撤去工事は除く)

※ただし、②建築敷地外の整備エリアにおいて、流出係数を増加させない工事範囲は工事区域の対象としない。

② 「建築敷地」

※建築敷地とは、建築確認申請にあたり、申請図書に示す敷地（建築物の敷地）を表す。

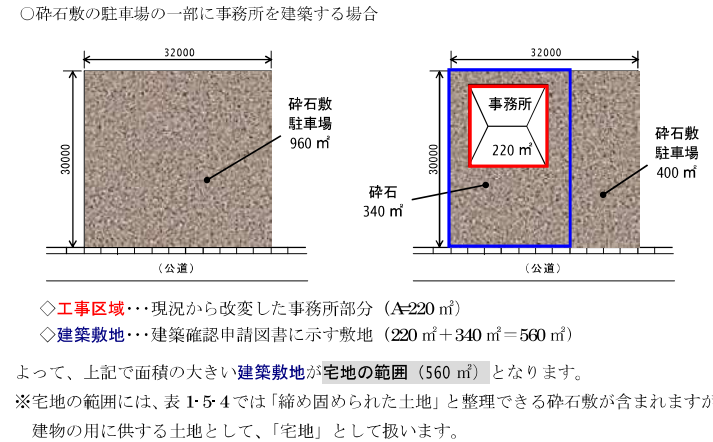


図1-5-2 計画土地利用面積の算出例

1-5-3 行為後の宅地の範囲

建物を計画する場合は、「工事区域」と「建築敷地」のうち面積の大きい方を宅地の範囲とする。ただし、「建築敷地」が計画にて存知する既存建築物を含む場合は、「工事区域」を宅地の範囲とする。

建物を計画する場合の行為区域の判断は、下表1-5-3のとおりとする。

表1-5-3 建物計画における宅地の範囲の設定

建物を計画する場合は、次の①と②のうち面積の大きい方を宅地の範囲とする。

① 「工事区域」

例1) 建物のみ建築し、土地は改変しない場合・・・工事区域は**建物部分**

例2) 建築、舗装、外構など建物と併せて整備・・・工事区域は**整備エリア全体**
(既設の撤去工事は除く)

※ただし、②建築敷地外の整備エリアにおいて、流出係数を増加させない工事範囲は工事区域の対象としない。

② 「建築敷地」

※建築敷地とは、建築確認申請にあたり、申請図書に示す敷地（建築物の敷地）を表す。

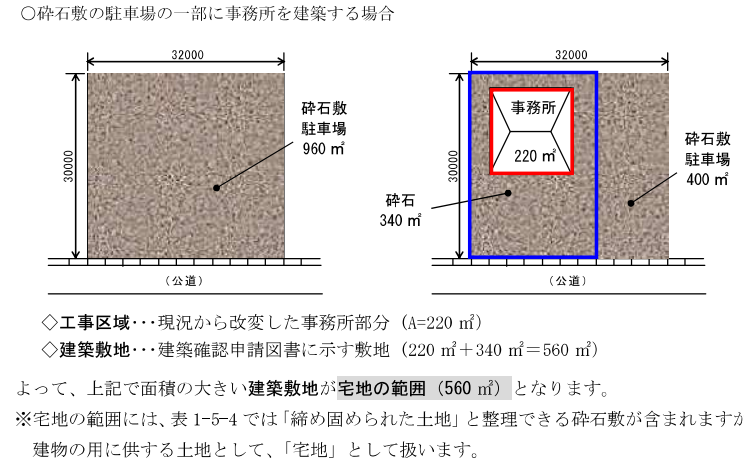


図1-5-2 計画土地利用面積の算出例

1-5-4 土地利用区分と流出係数

表 1-5-4 土地利用区分

土地利用 形態	流出係数	定義
①宅地	0.9	宅地の定義は、次に掲げる建物（工作物を含む。以下同じ。）の用に供するための土地をいう。 イ 現況において、建物の用に供している土地。 ロ 過去において、写真及び図面等で建物の用に供していたことが明らかな土地。 宅地の範囲は基本的に建築確認申請書の敷地面積の範囲とする。（登記簿「地目」はあくまでも参考扱い） ※なお、太陽光発電の用に供している土地は宅地と判断する。
②池沼 ③水路 ④ため池	1.0	常時又は一時的に水面を有する池沼、水路及びため池をいう。なお、特定都市河川流域に指定以前に設置された防災調整池も含む。
⑤道路 ⑥(法面)	■0.9（法面を有しない） ■法面（不透透性の材料に覆われた法面1.0、植生に覆われた法面0.4とする。）及び法面以外の土地（0.9とする。）の面積により加重平均。	一般の交通の用に供する道路（高架の道路及び軌道法（大正10年法律第76号）に規定する軌道を含む。）をいうものであり、当該道路の敷地の範囲を含む。なお、道路法（昭和27年法律第180号）に規定する道路かどうかを問わない。
⑦鉄道線路 ⑧(法面)	■0.9（法面を有しない） ■法面（不透透性の材料に覆われた法面1.0、植生に覆われた法面0.4とする。）及び法面以外の土地（0.9とする。）の面積により加重平均。	鉄道線路とは鉄道の敷地のうち、線路の敷地の範囲（高架の鉄道を含む。）をいう。なお、停車場は鉄道線路には含まない。
⑨飛行場 ⑩(法面)	■0.9（法面を有しない） ■法面（不透透性の材料に覆われた法面1.0、植生に覆われた法面0.4とする。）及び法面以外の土地（0.9とする。）の面積により加重平均。	飛行場は空港、ヘリポート等（飛行場の外に設置された航空保安施設の敷地を含む。）をいう。 （ターミナル、格納庫、事務所、滑走路、エプロン、芝等）
⑪不透透性の材料に覆われた土地（法面以外）	0.95	○舗装された土地 コンクリート等の不透透性の材料*により覆われた土地（法面を除く。） ※一面を覆い、蓋がされるものが対象
⑫不透透性の材料に覆われた法面	1.0	○舗装された土地 コンクリート等の不透透性の材料により覆われた法面。
⑬排水施設が整備されたゴルフ場	0.5	排水施設の設置目的から、ゴルフ場の敷地のすべてではなく、当該排水施設の集水範囲の対象となる区域の土地をいう。（排水平面図等確認のこと）

1-5-4 土地利用区分と流出係数

表 1-5-4 土地利用区分

土地利用 形態	流出係数	定義
①宅地	0.9	宅地の定義は、次に掲げる建物（工作物を含む。以下同じ。）の用に供するための土地をいう。 イ 現況において、建物の用に供している土地。 ロ 過去において、写真及び図面等で建物の用に供していたことが明らかな土地。 ハ 近い将来に宅地として利用するため、造成されている土地。 宅地の範囲は基本的に建築確認申請書の敷地面積の範囲とする。（登記簿「地目」はあくまでも参考扱い） ※なお、太陽光発電の用に供している土地は宅地と判断する。
②池沼 ③水路 ④ため池	1.0	常時又は一時的に水面を有する池沼、水路及びため池をいう。なお、特定都市河川流域に指定以前に設置された防災調整池も含む。
⑤道路 ⑥(法面)	■0.9（法面を有しない） ■法面（不透透性の材料に覆われた法面1.0、植生に覆われた法面0.4とする。）及び法面以外の土地（0.9とする。）の面積により加重平均。	一般の交通の用に供する道路（高架の道路及び軌道法（大正10年法律第76号）に規定する軌道を含む。）をいうものであり、当該道路の敷地の範囲を含む。なお、道路法（昭和27年法律第180号）に規定する道路かどうかを問わない。
⑦鉄道線路 ⑧(法面)	■0.9（法面を有しない） ■法面（不透透性の材料に覆われた法面1.0、植生に覆われた法面0.4とする。）及び法面以外の土地（0.9とする。）の面積により加重平均。	鉄道線路とは鉄道の敷地のうち、線路の敷地の範囲（高架の鉄道を含む。）をいう。なお、停車場は鉄道線路には含まない。
⑨飛行場 ⑩(法面)	■0.9（法面を有しない） ■法面（不透透性の材料に覆われた法面1.0、植生に覆われた法面0.4とする。）及び法面以外の土地（0.9とする。）の面積により加重平均。	飛行場は空港、ヘリポート等（飛行場の外に設置された航空保安施設の敷地を含む。）をいう。 （ターミナル、格納庫、事務所、滑走路、エプロン、芝等）
⑪不透透性の材料に覆われた土地（法面以外）	0.95	○舗装された土地 コンクリート等の不透透性の材料*により覆われた土地（法面を除く。） ※一面を覆い、蓋がされるものが対象
⑫不透透性の材料に覆われた法面	1.0	○舗装された土地 コンクリート等の不透透性の材料により覆われた法面*。 ※山地、人工的に造成された植生に覆われた法面を参照し、平均勾配10%を境とする。
⑬排水施設が整備されたゴルフ場	0.5	排水施設の設置目的から、ゴルフ場の敷地のすべてではなく、当該排水施設の集水範囲の対象となる区域の土地をいう。（排水平面図等確認のこと）

土地利用 形態	流出係数	定義
⑭排水施設 が設置され た運動場そ 他これに 類する施設	0. 8	運動場の敷地のすべてではなく、当該排水施設の集水範囲の対象となる区域の土地をいう。 (野球場、陸上競技場、サッカー場等)
⑮締め固め られた土地	0. 5	運動場、資材置き場、未舗装駐車場など、目的を持って締め固められ、建築物が建築できる程度又は通常車両等が容易に走行できる程度に締め固められた土地（⑬及び⑭に掲げるものを除く。）をいう。 その他、「公園の多目的広場」や「既設の底の芝生など」、車両が駐車できるような状態であれば締め固められた土地とする。 穴あきの植生ブロックや樹脂パレットの敷設も含まれる。
⑯山地	0. 3	平均勾配が10％以上の土地（①から⑮、⑰、⑱-1及び⑱-2に掲げるものを除く。）をいう。）
⑰人工的に 造成され植 生に覆われ た法面	0. 4	人工的に造成され植生に覆われた法面をいう。 土地利用は法面のみとし、兼用の場合は別として扱う。 平均勾配が10％以上の土地 ※範囲を特定すること。（連続する工作物等）
⑱-1 林地・原野	0. 2	平均勾配が10％未満で、一体的に林又は草地等を形成している土地（①から⑮、⑰及び⑱-2に掲げるものを除く。）をいう。）
⑱-2 耕地	0. 2	耕作の目的に供される土地（水田（灌漑中であるか否かを問わない。）を含む。）をいうこと。田・畑など示す。 また、花壇や植栽帯など通常、人や車の出入りがなく、ほぐした状態が維持される場所であれば、耕地扱いとする。 なお、公園や庭の「芝生（広場）」も「計画」において、整備の施工段階で一旦締め固められた土地であっても、十分耕起が行われることによって、整備後、通常車両等が容易に走行できる程度までは締め固められていない状態となつて、維持されるものについては、耕地として扱うことも可能。 ※範囲を特定すること。（連続する工作物等必要）

<留意事項>

1. 宅地は、建物等と庭園、駐車場等その付属施設を含めて宅地と判断する。
宅地の区域については、現況(過去)と計画において判断が異なり、詳細は、1・5-2,1・5-3を参照。
2. 池沼、水路及びため池については、堤防等一体として考えられる範囲を一括して設定する。
3. 道路（高架道路を含む。）は、行為区域内の路肩から路肩までの範囲（歩道又は植栽帯がある場合はこれらを含む。）について道路（法面を有しないもの。）の流出係数を適用する。舗装・未舗装にかかわらない。
4. 鉄道は、駅舎、付属施設及び路線の敷地すべてが含まれる。
5. 飛行場は、滑走路、誘導路、過走帯、駐機場、着陸帯、ターミナル施設、芝等の敷地の範囲が含まれる。
6. ゴルフ場及び運動場は、排水施設(暗渠等)の集水区域を対象として設定すること。
7. 未舗装駐車場とは、不透水性の材料に覆われた物以外の状態のことをいう。（例：碎石舗装は未舗装）

土地利用 形態	流出係数	定義
⑭排水施設 が設置され た運動場そ 他これに 類する施設	0. 8	運動場の敷地のすべてではなく、当該排水施設の集水範囲の対象となる区域の土地をいう。 (野球場、陸上競技場、サッカー場等)
⑮締め固め られた土地	0. 5	運動場、資材置き場、未舗装駐車場など、目的を持って締め固められ、建築物が建築できる程度又は通常車両等が容易に走行できる程度に締め固められた土地（⑬及び⑭に掲げるものを除く。）をいう。 その他、「公園の多目的広場」や「既設の底の芝生など」、車両が駐車できるような状態であれば締め固められた土地とする。 穴あきの植生ブロックや樹脂パレットの敷設も含まれる。 ※碎石舗装や穴あきの植生ブロック、樹脂ブロック等については、浸透施設の透水性舗装とすることもできる。詳細は設計資料編第4章を参照
⑯山地	0. 3	平均勾配が10％以上の土地（①から⑮、⑰、⑱-1及び⑱-2に掲げるものを除く。）をいう。）
⑰人工的に 造成され植 生に覆われ た法面	0. 4	人工的に造成され植生に覆われた法面をいう。 土地利用は法面のみとし、兼用の場合は別として扱う。 平均勾配が10％以上の土地 ※範囲を特定すること。（連続する工作物等）
⑱-1 林地・原野	0. 2	平均勾配が10％未満で、一体的に林又は草地等を形成している土地（①から⑮、⑰及び⑱-2に掲げるものを除く。）をいう。）
⑱-2 耕地	0. 2	耕作の目的に供される土地（水田（灌漑中であるか否かを問わない。）を含む。）をいうこと。田・畑など示す。 また、宅地を除き花壇や植栽帯など通常、人や車の出入りがなく、ほぐした状態が維持される場所であれば、耕地扱いとする。 なお、公園や庭の「芝生（広場）」も「計画」において、整備の施工段階で一旦締め固められた土地であっても、十分耕起が行われることによって、整備後、通常車両等が容易に走行できる程度までは締め固められていない状態となつて、維持されるものについては、耕地として扱うことも可能。 ※範囲を特定すること。（連続する工作物等必要）

<留意事項>

1. 宅地は、建物等と庭園、駐車場等その付属施設を含めて宅地と判断する。なお、法定建ぺい率で建築された場合の平均的な値としている。
宅地の区域については、現況(過去)と計画において判断が異なり、詳細は、1-5-2,1-5-3を参照。
2. 池沼、水路及びため池については、堤防等一体として考えられる範囲を一括して設定する。
3. 道路（高架道路を含む。）は、行為区域内の路肩から路肩までの範囲（歩道又は植栽帯がある場合はこれらを含む。）について道路（法面を有しないもの。）の流出係数を適用する。舗装・未舗装にかかわらない。
4. 鉄道は、駅舎、付属施設及び路線の敷地すべてが含まれる。
5. 飛行場は、滑走路、誘導路、過走帯、駐機場、着陸帯、ターミナル施設、芝等の敷地の範囲が含まれる。
6. ゴルフ場及び運動場は、排水施設(暗渠等)の集水区域を対象として設定すること。
7. 未舗装駐車場とは、不透水性の材料に覆われた物以外の状態のことをいう。（例：碎石舗装は未舗装）

1-5-5 土地利用形態と許可対象行為の判断のまとめ

表1-5-5 雨水浸透阻害行為許可対象行為判断表

【雨水浸透阻害行為 許可(申請)対象の行為判断表】

		行為前の土地利用形態																				
		宅地等(別表1)								緑地(別表2)		その他(別表3)			別表4(別表1から3以外)							
		宅地	池沼	水路	ため池	道路	鉄道線路	飛行場	ゴルフコース(法面を除く)	ゴルフ場	運動場	ゴルフコース(法面を除く)	山地	緑生法面	緑地、緑地、原野	森林、耕地、草原						
雨水浸透阻害行為(別表1)	宅地	0.80	1.00	1.00	1.00	0.30	0.30	0.30	0.30	0.30	0.30	0.30	0.30	0.30	0.30	0.30	0.30					
	池沼	A	A	A	A	A	A	A	B	B	1号	1号	1号	1号	1号	1号	1号					
	水路	A	A	A	A	A	A	A	B	B	1号	1号	1号	1号	1号	1号	1号					
	ため池	A	A	A	A	A	A	A	B	B	1号	1号	1号	1号	1号	1号	1号					
	道路	A	A	A	A	A	A	A	B	B	1号	1号	1号	1号	1号	1号	1号					
	鉄道線路	A	A	A	A	A	A	A	B	B	1号	1号	1号	1号	1号	1号	1号					
	飛行場	A	A	A	A	A	A	A	B	B	1号	1号	1号	1号	1号	1号	1号					
	ゴルフコース(法面を除く)	A	A	A	A	A	A	A	B	B	2号	2号	2号	2号	2号	2号	2号					
	ゴルフコース(法面)	A	A	A	A	A	A	A	B	B	2号	2号	2号	2号	2号	2号	2号					
	山地	0.30	0.30	0.30	0.30	0.30	0.30	0.30	0.30	0.30	0.30	0.30	0.30	0.30	0.30	0.30	0.30					
雨水浸透阻害行為(別表2)	ゴルフ場	A	A	A	A	A	A	A	B	B	C	C	3号	3号	3号	3号	3号					
	運動場	A	A	A	A	A	A	A	B	B	C	C	3号	3号	3号	3号	3号					
	ゴルフコース(法面を除く)	A	A	A	A	A	A	A	B	B	C	C	3号	3号	3号	3号	3号					
	ゴルフコース(法面)	A	A	A	A	A	A	A	B	B	C	C	3号	3号	3号	3号	3号					
	山地	0.30	0.30	0.30	0.30	0.30	0.30	0.30	0.30	0.30	0.30	0.30	0.30	0.30	0.30	0.30	0.30					
	緑生法面	A	A	A	A	A	A	A	B	B	C	C	3号	3号	3号	3号	3号					
	緑地、緑地、原野	A	A	A	A	A	A	A	B	B	C	C	3号	3号	3号	3号	3号					
	森林、耕地、草原	A	A	A	A	A	A	A	B	B	C	C	3号	3号	3号	3号	3号					
	山地	0.30	0.30	0.30	0.30	0.30	0.30	0.30	0.30	0.30	0.30	0.30	0.30	0.30	0.30	0.30	0.30					
	緑生法面	A	A	A	A	A	A	A	B	B	C	C	3号	3号	3号	3号	3号					
雨水浸透阻害行為(別表3)	緑地、緑地、原野	A	A	A	A	A	A	A	B	B	C	C	3号	3号	3号	3号	3号					
	森林、耕地、草原	A	A	A	A	A	A	A	B	B	C	C	3号	3号	3号	3号	3号					
	山地	0.30	0.30	0.30	0.30	0.30	0.30	0.30	0.30	0.30	0.30	0.30	0.30	0.30	0.30	0.30	0.30					
	緑生法面	A	A	A	A	A	A	A	B	B	C	C	3号	3号	3号	3号	3号					
	緑地、緑地、原野	A	A	A	A	A	A	A	B	B	C	C	3号	3号	3号	3号	3号					
	森林、耕地、草原	A	A	A	A	A	A	A	B	B	C	C	3号	3号	3号	3号	3号					
	山地	0.30	0.30	0.30	0.30	0.30	0.30	0.30	0.30	0.30	0.30	0.30	0.30	0.30	0.30	0.30	0.30					
	緑生法面	A	A	A	A	A	A	A	B	B	C	C	3号	3号	3号	3号	3号					
	緑地、緑地、原野	A	A	A	A	A	A	A	B	B	C	C	3号	3号	3号	3号	3号					
	森林、耕地、草原	A	A	A	A	A	A	A	B	B	C	C	3号	3号	3号	3号	3号					

- 分類番号
- A: 従前の土地利用が「宅地等」であり、法第9条第1項に該当しない行為のため、許可(申請)不要
 - B: 法第9条、令第6条第2項に該当する行為のため、許可(申請)不要
 - C: 法第9条第1項第3号に該当しない行為のため、許可(申請)不要
 - D: 法第9条第1項各号に該当しない行為のため、許可(申請)不要
 - 1号: 法第9条第1項第1号に該当する行為のため、許可(申請)必要
 - 2号: 法第9条第1項第2号に該当する行為のため、許可(申請)必要
 - 3号: 法第9条第1項第3号に該当する行為のため、許可(申請)必要

セルの凡例

付帯番号

1: 建築

1-5-5 土地利用形態と許可対象行為の判断のまとめ

表1-5-5 雨水浸透阻害行為の許可の要否に係る一覧表及びケーススタディ

		行為前の土地利用											
		別表1(宅地等)				別表2(舗装された土地)		告示別表3(土地からの流出雨水を導き出すための行為に係る土地)		別表4(別表1～3以外の土地)			
雨水浸透阻害行為(別表1)	宅地	0.80	1.00	0.80	0.80	0.80	0.80	0.80	0.80	0.80	0.80	0.80	0.80
	池沼・水路・ため池	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A
	道路	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A
	鉄道線路	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A
	飛行場	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A
	ゴルフ場	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A
	運動場	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A
	ゴルフコース(法面を除く)	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A
	山地	0.30	0.30	0.30	0.30	0.30	0.30	0.30	0.30	0.30	0.30	0.30	0.30
	緑生法面	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A
雨水浸透阻害行為(別表2)	山地	0.30	0.30	0.30	0.30	0.30	0.30	0.30	0.30	0.30	0.30	0.30	0.30
	緑生法面	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A
	緑地、緑地、原野	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A
	池沼	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A
	水路	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A
	ため池	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A
	道路	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A
	鉄道線路	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A
	飛行場	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A
	ゴルフ場	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A
雨水浸透阻害行為(別表3)	山地	0.30	0.30	0.30	0.30	0.30	0.30	0.30	0.30	0.30	0.30	0.30	0.30
	緑生法面	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A
	緑地、緑地、原野	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A
	池沼	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A
	水路	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A
	ため池	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A
	道路	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A
	鉄道線路	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A
	飛行場	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A
	ゴルフ場	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A
雨水浸透阻害行為(別表4)	山地	0.30	0.30	0.30	0.30	0.30	0.30	0.30	0.30	0.30	0.30	0.30	0.30
	緑生法面	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A
	緑地、緑地、原野	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A
	池沼	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A
	水路	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A
	ため池	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A
	道路	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A
	鉄道線路	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A
	飛行場	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A
	ゴルフ場	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A

※雨水を排除するための排水施設を併用するものに限る。
告示「流出雨水の最大量を算出する際に用いる土地利用形態ごとの流出係数を定める告示(平成16年国土交通省告示第22号)」

ケース	該当	備考
ため池を埋め立て、宅地として造成する	×	ため池は「宅地等」に含まれる
未舗装道路を舗装する	×	道路は舗装、未舗装に関わらず「宅地等」に含まれる
森林に排水施設を伴わないゴルフコースを設置する	×	排水施設を伴うゴルフ場の場合は該当する
水田を整地して、未舗装駐車場として造成する	○	土地を締め固める行為に該当する
未舗装駐車場を舗装する	○	締め固められた土地での舗装に該当する
公共事業として農林地等において舗装を行う	○	事業の目的や主体によらない(行為の内容に著目)
農地を農地をコンクリートで覆った農作物栽培施設用地にする	○	土地の舗装に該当する
森林を伐採した上で、太陽光発電施設を設置する	○	土地の宅地化に該当する
	○	雨水浸透阻害行為であり、許可を要する
	×	雨水浸透阻害行為でなく、許可を要しない

1-5-6 透水性舗装の流出係数

表1-5-6 透水性舗装の流出係数	
対策施設及び土地形態	流出係数
透水性舗装 (アスファルト、コンクリート、ブロック)	0.95 (宅地の範囲内 0.9、調整池内 1.0)
透水性舗装 (碎石) ※対策施設の要件を満たしたもの	0.95 (宅地の範囲内 0.9、調整池内 1.0)
碎石敷き (透水性舗装ではない)	0.5
植生ブロック、樹脂系パレット	(宅地の範囲内 0.9、調整池内 1.0)

1-5-7 太陽光発電の取り扱い

太陽光発電に係る、雨水浸透阻害行為における土地利用形態の考え方を以下に示す。

①太陽光発電の用に供する行為区域の土地利用形態は、すべて「宅地」とする(図 1-5-3 参照)。

②ただし、太陽光発電(機電設備や管理用通路等の付帯施設を含む)とその他の区域が明確に分離できるのであれば、土地利用形態を分けることも可とする。

【②の補足事項】

※明確に分離とは、現地においてその境界が明示できる場合(杭やロープ等を設置)に限る。

※その他の区域に、透水性の防草シートと敷設する場合でも、その行為自体が法第9条第1項の「宅地等にするために行う土地の形質の変更」に該当するため行為区域に含むこととし、維持管理で人や車両が通行することも想定されるため、土地利用形態は「締め固められた土地」相当とする。

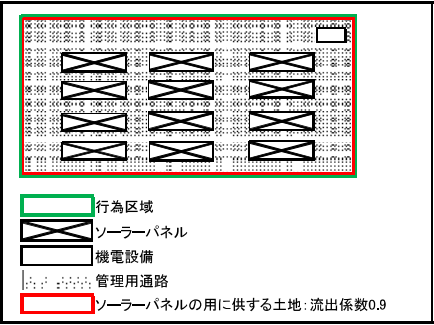


図 1-5-3 太陽光発電の流出係数設定の考え方

1-5-6 透水性舗装の流出係数

表1-5-6 透水性舗装の流出係数	
対策施設及び土地形態	流出係数
透水性舗装 (アスファルト、コンクリート、ブロック)	0.95 (宅地の範囲内 0.9、調整池内 1.0)
透水性舗装 (碎石) ※対策施設の要件を満たしたもの	0.95 (宅地の範囲内 0.9、調整池内 1.0)
碎石敷き (透水性舗装ではない)	0.5
植生ブロック、樹脂系パレット	(宅地の範囲内 0.9、調整池内 1.0)

1-5-7 太陽光発電の取り扱い

太陽光発電に係る、雨水浸透阻害行為における土地利用形態の考え方を以下に示す。

①太陽光発電の用に供する行為区域の土地利用形態は、すべて「宅地」とする(図 1-5-3 参照)。

②ただし、太陽光発電(機電設備や管理用通路等の付帯施設を含む)とその他の区域が明確に分離できるのであれば、土地利用形態を分けることも可とする。

【②の補足事項】

※明確に分離とは、現地においてその境界が明示できる場合(杭やロープ等を設置)に限る。

※その他の区域に、透水性の防草シートと敷設する場合でも、その行為自体が法第30条第1項の「宅地等にするために行う土地の形質の変更」に該当するため行為区域に含むこととし、維持管理で人や車両が通行することも想定されるため、土地利用形態は「締め固められた土地」相当とする。

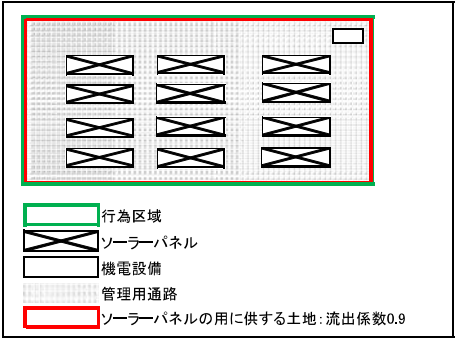


図 1-5-3 太陽光発電の流出係数設定の考え方

1-5-8 様式Aによる雨水浸透阻害行為面積の算出

雨水浸透阻害行為面積の算出は、様式Aを使用して算出できる。

行為前後の行為区域を土地利用形態で色分けした図面を重ね合わせて、変化した土地利用形態と面積、変化しない土地利用形態と面積をそれぞれ様式Aに入力する。

黄色部分に数値を入力すると自動的に算出される。

表1-5-7 様式A（土地利用別面積集計表；図1-5-4の例）

土地利用別面積集計表		エラーチェック		OK		(様式A)	
区分	土地利用の形態の細区分	①建設土地 利用面積 (m ²)	②計画土地利用面積 (m ²) 上段：建設が1号及び2号開通 中段：建設が3号開通 下段：建設が1～3号開通以外	③雨水浸透阻害行為 の該当面積 (m ²) 1・2号開通：②の中段・下段 3号開通：②の下段	流出係数	行為前 集水面積 (ha)	行為後 集水面積 (ha)
宅地等に 該当する土地	宅地	240	240	540	0.900	0.0240	0.0880
	田舎				1.000		
	水路				1.000		
	ため池				1.000		
	道路 (法面を有しないものに限る。)				0.900		
	道路 (法面を有するもの に限る。)						
	植生法面 (流出係数=0.40)						
	上記以外の土地 (流出係数=0.90)						
	鉄道道路 (法面を有しないものに限る。)				0.900		
	不浸透法面 (流出係数=1.00)						
	植生法面 (流出係数=0.40)						
	上記以外の土地 (流出係数=0.90)						
	飛行場 (法面を有しないものに限る。)				0.900		
	不浸透法面 (流出係数=1.00)						
宅地等 以外の土地	第2号開通 コンクリート等の不透透性材料に より舗装された土地 (法面を除く。)	100			0.950	0.0100	
	第3号開通 コンクリート等の不透透性材料に より覆われた法面				1.000		
	ゴルフ場 (雨水を排除するための排水施設 を有するものに限る。)				0.500		
	運動場その他これに類する施設 (雨水を排除するための排水施設 を有するものに限る。)				0.800		
	ローラーその他のこれに類する施設 機械を用いて締め固められた土地	540			0.500	0.0540	
	山地				0.300		
	人工的に造成され植生に覆われた 法面				0.400		
	林地、耕地、原野、その他ローラー その他のこれらに類する施設機械を 用いて締め固められていない土地				0.200		
	合計	880	880	840		0.0880	0.0880
	合成流出係数			上記面積が500m ² 以上の 場合、算出申請対象		0.880	0.880

1-5-8 様式Aによる雨水浸透阻害行為面積の算出

雨水浸透阻害行為面積の算出は、様式Aを使用して算出できる。

様式Aは、愛知県のホームページよりダウンロードできる。

<https://www.pref.aichi.jp/site/usui-taisaku/youshiki.html>

行為前後の行為区域を土地利用形態で色分けした図面を重ね合わせて、変化した土地利用形態と面積、変化しない土地利用形態と面積をそれぞれ様式Aに入力する。

黄色部分に数値を入力すると自動的に算出される。

表1-5-7 様式A（土地利用別面積集計表；図1-5-4の例）

土地利用別面積集計表		エラーチェック		OK		(様式A)	
区分	土地利用の形態の細区分	①建設土地 利用面積 (m ²) 上段：建設が1号及び2号開通 中段：建設が3号開通 下段：建設が1～3号開通以外	②計画土地利用面積 (m ²) 上段：建設が1号及び2号開通 中段：建設が3号開通 下段：建設が1～3号開通以外	③雨水浸透阻害行為 の該当面積 (m ²) 1・2号開通：②の中段・下段 3号開通：②の下段	流出係数	行為前 集水面積 (ha)	行為後 集水面積 (ha)
宅地等に 該当する土地	宅地	240	240	540	0.900	0.0240	0.0880
	田舎				1.000		
	水路				1.000		
	ため池				1.000		
	道路 (法面を有しないものに限る。)				0.900		
	道路 (法面を有するもの に限る。)						
	植生法面 (流出係数=0.40)						
	上記以外の土地 (流出係数=0.90)						
	鉄道道路 (法面を有しないものに限る。)				0.900		
	不浸透法面 (流出係数=1.00)						
	植生法面 (流出係数=0.40)						
	上記以外の土地 (流出係数=0.90)						
	飛行場 (法面を有するもの に限る。)				0.900		
	不浸透法面 (流出係数=1.00)						
宅地等 以外の土地	第2号開通 コンクリート等の不透透性材料に より舗装された土地 (法面を除く。)	100			0.950	0.0100	
	第3号開通 コンクリート等の不透透性材料に より覆われた法面				1.000		
	ゴルフ場 (雨水を排除するための排水施設 を有するものに限る。)				0.500		
	運動場その他これに類する施設 (雨水を排除するための排水施設 を有するものに限る。)				0.800		
	ローラーその他のこれに類する施設 機械を用いて締め固められた土地	540			0.500	0.0540	
	山地				0.300		
	人工的に造成され植生に覆われた 法面				0.400		
	林地、耕地、原野、その他ローラー その他のこれらに類する施設機械を 用いて締め固められていない土地				0.200		
	合計	880	880	840		0.0880	0.0880
	合成流出係数			上記面積が500m ² 以上の 場合、算出申請対象		0.880	0.880

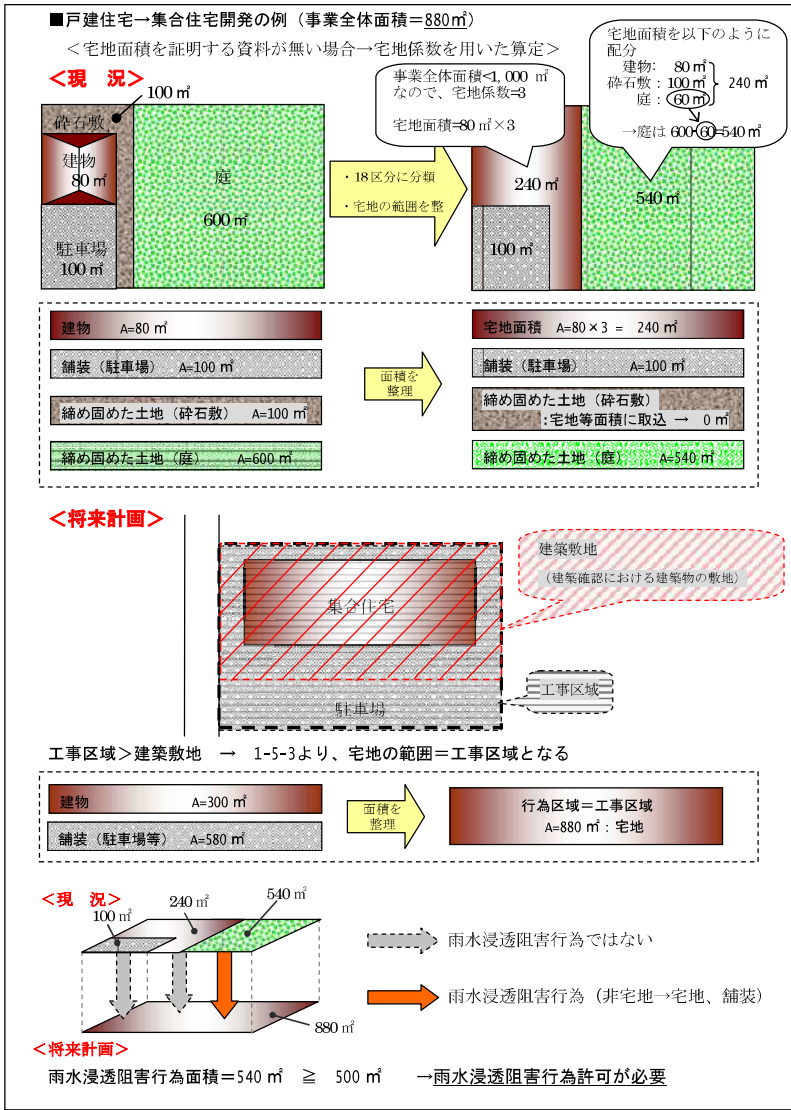


図1-5-4 雨水浸透阻害行為面積算出方法（計画時の宅地面積＝3×建物面積の場合）

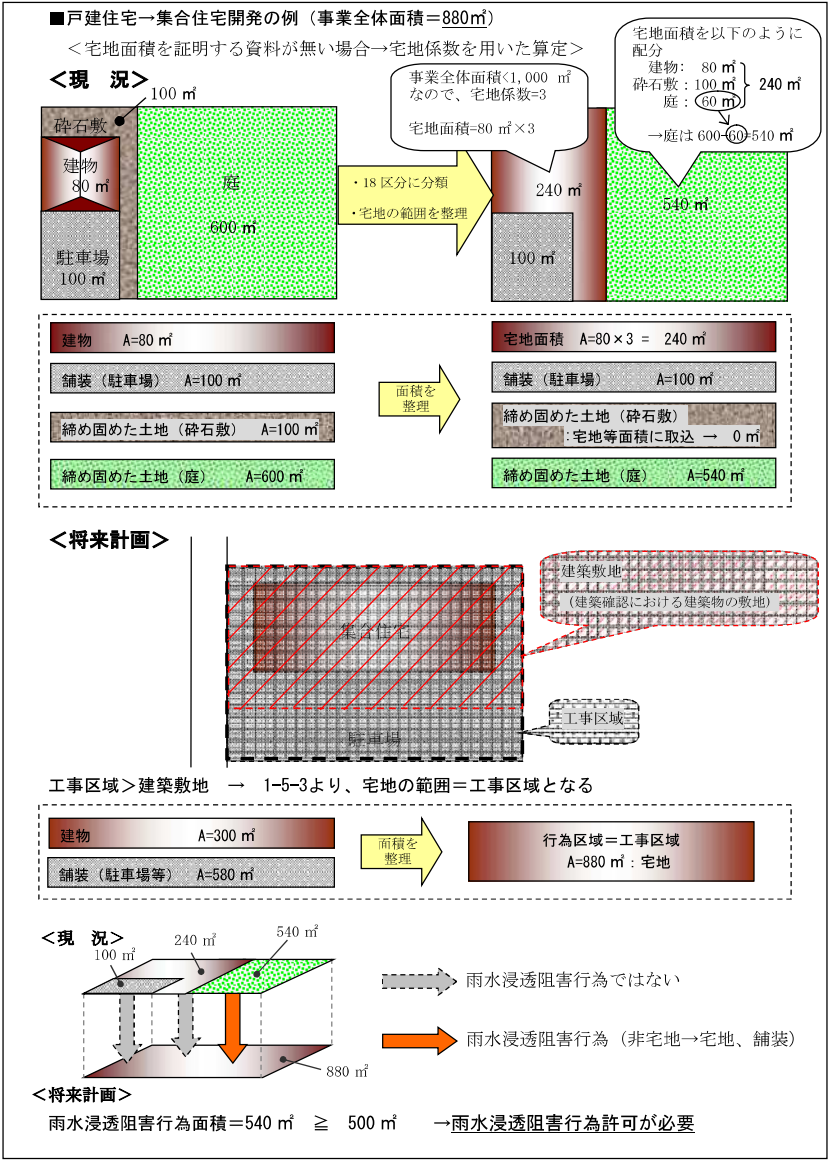


図1-5-4 雨水浸透阻害行為面積算出方法（計画時の宅地面積＝3×建物面積の場合）